昭和42年3月

秋田県文化財調査報告書第10集

足田遺跡発堀調査概報

秋田県埋蔵文化財センター

秋田県教育委員会

序

羽後町足田所在遺跡は、すでに昭和３６、３７、３８年度の３年にわたる調査が実施され、この結果については、「秋田県文化財調査報告書第３集、羽後町足田遺跡発掘調査概報」としてまとめられました。本年度は、この調査につづくもので、第４次の調査にたります。

雄勝城の擬定地として、古くからその名前が知られていた足田遺跡も、本年の調査により、その性格の一部をあらわしつつあります。しかし、何しろ広大な地域でもあり、その全貌を明らかにすることは、まことに困難なことであります。雄勝城と決定するためには、今後も調査が必要であることは言うまでもありません。

しかし乍ら、遺跡の解明という点で、いちるの曙光が見えて来たことは、まことに喜ばしい限りであります。

秋田の古代史の解明のためにも、まことに意義ある成果をあげ得たものと思われます。

研究者各位のご活用を願つてやみません。

最後に、この調査にご協力いただいた、岩手大学、板橋源、佐々木博康。東邦音楽大学、大川清、秋田県文化財専門委員、奈良修介の各氏に深甚なる謝意を表します。

昭和４２年３月

秋田県教育庁 社会教育課長

石　川　晉　三

目　　次

第一章　発掘にいたるまでの経過 …… 1
(1) 雄勝城跡擬定地に関する従来の諸説 …… 1
第1　雄勝郡湯沢市湯沢城説 …… 2
第2　雄勝郡明治村大字大沢＝天下屋布説 …… 2
第3　雄勝郡新成村高尾田説 …… 3
第4　雄勝郡元西馬音内村堀回字元木・山田村小字堂ケ沢・新成村高尾田字高寺説 …… 3
第5　雄勝郡新成村足田字土館・高尾田及び西馬音内町床舞説 …… 4
第6　雄勝郡東成瀬村田子内説 …… 5
第7　雄勝郡新成村郡山説 …… 5
第8　雄勝郡小野盆地説 …… 5
第9　雄勝郡山田村（現在湯沢市合併）説 …… 6
第10　仙北郡払田柵説 …… 6
(2) 遺跡擬定地諸説の意味するもの …… 8
(3) 第4次調査の要項 …… 8
第二章　発掘の成果 …… 10
(1) 雲雀野地区 …… 10
立地条件 …… 10
柵列土塁 …… 10
出土遺物 …… 12
(2) 七窪A地区 …… 13
(3) 雲雀野と七窪との中間低地より出土した部材について …… 13
(4) 七窪B地区 …… 14
(5) 要　　約 …… 24

挿　図　目　次

第1　窯跡関係図 …… 14
第2　1号窯跡実測図 …… 15
第3　2、3号窯跡実測図 …… 20

図　版　目　次

第１図　雲雀野遺跡と雄勝城跡擬定地諸説との関係図（５万分の１地形図）……32
第２図　雲雀野・七窪台地現況写真（１～４）……33
第３図　楯列土壙写真（１～８）……34
第４図　雲雀野Ａ地区楯列土壙実測図……37
第５図　雲雀野Ｂ地区楯列土壙実測図……38
第６図　雲雀野地区土壙実測図……39
第７図　雲雀野地区土壙写真（１～６）……40
第８図　雲雀野・七窪地形図（５千分の１）……42
第９図　雲雀野地区土器出土地点写真……41
第１０図　雲雀野地区出土土器実測図……43
第１１図　雲雀野地区出土土器写真（１～３）……44
第１２図　七窪Ａ地区発掘諸果実測図……45
第１３図　七窪Ａ地区土壙（？）実測図……45
第１４図　七窪Ａ地区土壙（？）写真（１・２）……46
第１５図　雲雀野と七窪との中間低地より出土した部材実測図……46
第１６図　雲雀野と七窪との中間低地より出土した部材写真（１・２）……47
第１７図　詰台（第１号跡）……48
第１８図　第２号跡遺物実測図……49
第１９図　第２号跡遺物実測図……50
第２０図　第２、３号跡遺物実測図……51
第２１図　第２、３、４号跡遺物実測図……52
第２２図　カメ形須恵器実測図……53
第２３図　カメ押型、拓影……54
第２４図　窯跡遠望（東より）……55
第２５図　１号跡全景……55
第２６図　１号跡窯尻部焼台の遺存状態……56
第２７図　同右部分……56
第２８図　２号跡２次窯（奥）、１次窯（手前）……57
第２９図　同　上……57
第３０図　２号跡（奥）と３号跡（手前）調査中……58
第３１図　２号跡１次窯とくぼみ穴……58
第３２図　２号跡のくぼみ穴……59
第３３図　３号跡全景……59
第３４図　２号跡２次窯内の遺物……60
第３５図　２号跡くぼみ穴の堆積土層……60
第３６図　３号跡のそばから発見されたコシキ……61

第37図　4号跡全景 …… 61
第38図　遺物（1、2、3、4号跡出土） …… 62
第39図　同　上 …… 62
第40図　詰台（1号跡） …… 63
第41図　遺物の部分　坏、カメ（2号跡） …… 64
第42図　遺物の部分　カメ、甕（2、3号） …… 65
第43図　遺物の部分　カメ、土師器底面 …… 66
第44図　雲雀野台地西方の湧水地点現状写真 …… 67
第45図　雲雀野と七窪との中間低地の湧水地点現状写真（1・2） …… 67
第46図　墨書土器写真（1～5） …… 68

表　目　次

第1表　雲雀野A地区構列土壙表 …… 10
第2表　雲雀野B地区構列土壙表 …… 11
第3表　東北古代征夷開拓期城柵立地表 …… 25

第一章　発掘にいたるまでの経過

この遺跡については、昭和３６年１１月に７日間（第一次）、翌３７年５月に７日間（第二次）、そのまた翌３８年の７月から８月にわたつて１９日間（第三次）と三次におよぶ発掘調査がおこなわれている。その結果、出土遺物としては土師器・須恵器（墨書あるものを含む）・木器・植物種子・鉄製鏃残片・植物繊維織組品などのほか住居跡や長大な柵列の土壙等が発見された。註１

さて、この遺跡の性格に関連して、ここに新しく雄勝城が問題になつてきたのである。

雄勝城そのものの建造年代とか、その機能とかについては暫く措くとしても、その所在擬定地としては、この遺跡のある地域は早くより注目されておつたのであつた。そこで、昭和３６年に柵列土壙が発見されるにいたつて、新しく世上の関心をよぶようになり、発掘調査実施ということになつたのであつた。それらの経緯について、項を改めて紹介しておきたいと思う。

(1)　雄勝城跡擬定地に関する従来の諸説

そもそも雄勝城は古代東北日本における征夷開拓期に、出羽国に築造された重要なる城柵であることは史上に著聞しているのであるが、その築城年代に関しては後述するように大別して五説もあり、その帰一するところを知らないほどである。ということは、雄勝城は史上において問題をはらんでいる課題でもあつたということである。したがつて、その所在擬定地についても次にのべるように、これまた諸説があり、現在にいたるまで確定していないのである。ということは、雄勝城はかなり早くから忘れ去られてしまつていたということである。であるから、その探求は至難なことである、といわざるをえない。奥羽二州の名勝史跡について、かなり詳細に記述した佐久間義和の「奥羽観蹟聞老志」（享保４年、１７１９年の自序あり、仙台叢書所収）にもみえていない。筆まめな菅江真澄は雄勝郡に関して「雪の出羽路」・「雄勝郡六巻」・「駒形日記」・「高松日記」・「小野の古里」等かなり多くの著述を残しているが、これまた雄勝城については見るべき記載をとどめていない。

雄勝城跡について所見が数多くあらわれるようになるのは明治期以降になつてからであるが、それでも究極においては「其遺址、明白ならず」註２、「古来数説ありて何れとも定つて居らない」註３、「文献の徴すべきなく、又外形上城址と認め得べき所も判然としない」註４、「諸説紛々」註５、「其址詳たらず」註６、というのが今までの現況である。

であるから、これから雄勝城跡の擬定地に関する諸説をかかげるけれども、それぞれの論者が自説として固執主張しているというのではなくて、いわば窮余のあげく、地名とか歴史地理学的交通条件とかあるいは既存遺跡（例えば払田柵など）にかかわつて、一試案程度に提唱したというのが、すべてである。実証的なうら付けのある説は一つも提示されていないのである。以上が今までの実情である。

しかしながら、現地に臨み実証的な発掘をするに当つては、それらの諸説をも勘案しておく必要があるので、次に一応の参考として諸説をかかげてみよう。

第1　雄勝郡湯沢市湯沢城説

旧藩時代、出羽における著名な郷土史家であつた進藤重記は 註7 、その著書「出羽国風土略記」において

「一　湯　沢　城

一万石佐竹淡路守殿領之平地にして西は梁田也、後に山あり、尤要害の地也、三代実録に雄勝城といふは是也」 註8

と記し、明治になつてからも郡岡良弼は、その著書「日本地理志料」第8冊において

「攷其地勢、湯沢属陸奥路、古史所謂承十道衢、最為要害者、舎此不可他求」 註9

として、この説を踏襲している。とはいうものの厳密な意味においては、郡岡のいう湯沢は果して進藤の湯沢城跡を指していつたものなのか、単に湯沢近辺という汎称の意味なのか未詳なのである。しかし、これから後は湯沢の地を擬定地の一つとしてあげるものが多く、その主なるものを年代順に列挙すると梁沢多市 註10、「国史大辞典」註11、池内儀八 註12、堀田璋左右 註13、花見朔巳 註14、富山房の「国史辞典」註15、井上通泰、門脇禎二 註16等の多数にのぼる。これらのうちでも井上通泰は

「雄勝城（又雄勝柵）は今の湯沢なるべし

（中略）　ここに当郡新成村 註17に大字郡山あり。志料（板橋言、郡岡良弼の「地理志料」のこと）にも辞書（板橋言、吉田東伍の「大日本地名辞書」のこと）にも此附近を「和名抄」の雄勝郷とし此郡山を郡家及雄勝城並に駅家の所在地とせり」。

とのべ、さらに「雄物川の左岸なる郡山よりは右岸なる湯沢町の方十道之大衢とあるに当らずや」註18というように、かなり強く湯沢説を主張している。

第2　雄勝郡明治村大字大沢＝天下屋布（やしき）説

上法茂雄氏が明治34年に主唱された説で 註19、吉田東伍は「大日本地名辞書」の雄勝城址条において「其遺址明白ならず」（4552頁）と記しつつも、雄勝郡大沢（当時明治村の大字）の項においては上法氏の所説を

「大沢の南、天下屋敷と称する地をば、古の雄勝城址なりと云ふ説あり」（4553頁）

と引用してからは、大沢とか天下屋敷という名称でひろく援用されるようになつた。註20

さて、上法氏が主唱した明治村は近年合併して羽後町の一部となつているし、また上法氏が主張した遺跡は明治村大字大沢のうちの天下屋布だけではなくて、詳しくいえば次のようであつて、

字　名	反　別
大沢字天下屋布	11町歩
字字津野及御岳前	15町歩余
字上の山	9町歩余

字鴛ケ沢	5町7反歩余
字境田	2町8反歩余
字天王前	3町8反歩余
字上前	7町3反歩余
字舞台	6町歩余
字谷地・堂の下・若宮	18町8反歩余
計	79町余

「城柵・郡家・倉庫等の敷地に要したる土地凡そ八十町歩に渉れり広大思ふべし」というのが上法氏の想定した遺跡の面積であつた。当時のことであるから、考古学的発掘によつて明証をえたうえで立論したものではなく、地名とか現状地形などから以上のように想定したのであるが、しかし「凡そ八十町歩」ぐらいの広大な地域をとりあげた着想は、今日とても一応尊重されるべき識見であつた、といわなければならない。

第3　雄勝郡新成村(アラナリ)高尾田(タカヲダ)説

吉田東伍氏は「大日本地名辞書」において忠実に上法氏の大沢＝天下屋布説を紹介したことは前述しておいたが（上法氏は天下屋布と記してある。それを吉田氏は天下屋敷と書き換えて紹介してからは、天下屋布よりも天下屋敷という文字でひろく知られるようになつている）、そうはいうものの「和名抄」に「雄勝乎加知、有城謂之答合」とあることに着目されて、吉田氏御自身では

「郡山(コホリヤマ)、今、糠塚・足田(タラタ)・高尾田(タカヲダ)・島田等を合せて新成村(アラナリ)と改む、前郷の北にして、御物川の左辺なる低地を占め、古の雄勝の郡家址なりしを知る」[註21]

「高尾田(タカヲダ)、今、足田(タラタ)と共に、新成村(アラナリ)の大字にて、郡山の西なり、和名抄に、雄勝郡答合城といひ、答合は高尾と其音相近し。又、相接して郡家の遺号あれば、偶然にはあらず。高寺・高倉などいふにも参酌すべし」

と高尾田説を提唱された。新成村は近年合併により羽後町の一部となつている。

この所説を踏襲したのは「雄勝郡案内」[註22]で、上田三平氏も高尾田説に信頼をよせているらしい口吻を洩らしている。[註23]

第4　雄勝郡元西馬音内村堀回字元木・山田村小字堂ケ沢・新成村高尾田字高寺説

これは原秀四郎氏の学位論文中にみえている所説である。「官報第6719号」明治38年11日21日所載の「学位記」によれば、論文審査の内容として

「雄勝柵ハ三度移徙シタリト覚シク、其遺址ト擬スヘキモノ三処アリ。即チ羽後国雄勝郡元西馬音内村大字西馬音内堀回字元木・山田村大字山田小字堂ケ沢俚称清衡館・新成村大字高尾田字高寺、

是ナリトノ説ノ如キハ参考スベキ価値アル新説ノ一例ナリ。

以上ノ理由ニヨリ本論文著者原秀四郎ハ大学院ヲ卒業シ文学博士タル学力アルモノト認定ス」

とのべてある。

なにせ簡略な「学位記」であるので、雄勝城が三遷したという論拠を知ることはできないし、三カ所あげてある遺跡地の前後関係、何処が最初の遺跡で2番目の遺跡は何処なのか、そして最後の遺跡は何処なのか、また三遷したというそれらの年代は何時なのか、というような詳しいことは、この「学位記」からは知ることができないのは遺憾にたえない。

この説を忠実に継承したのは菊池仁齢氏である。註24

第5　雄勝郡新成村足田字土館・高尾田及び西馬音内町床舞説

この説は、上法氏の主張する明治村大沢の天下盾布説を否定し、吉田東伍氏の高尾田説と長井行氏が言い出したという足田字土館説に西馬音内町方面で言い伝えられている大字床舞（トコマヒ）説、この三説を綜合して深沢多市氏が主唱したものである。註25

さて、ここで一言しておかなければならないことは、雄勝城跡の擬定地に関する諸説を通覧することを目的としているこの場所においては、単独項目を設けて、長井行氏がいいだされたという足田字土館説とか、また西馬音内町床舞説とかのこれら両説をも紹介すべきであるが、このように細分して紹介するとなると、その煩にたえないし、また今日の通念からいえば古代東北開拓期の城柵の占めた地積はとても小字程度の範囲に限られるようなそんな狭隘なものではなかつたことは明らかとなつているし、それにもまして困惑することは土館説 註26にせよ床舞説註27にもせよ、その所論を明確に知るべき文献がないので、以上あげた3点の理由から、特に独立項目を立てて紹介する労を省略し、深沢多市氏の所論のうちに一括しておくことにしたのである。この点、御諒承をえておきたい。

さて、深沢氏の所説の要点は次のごとくである。

「予は今便宜上考証の結果を一言する。即ち雄勝城址は今雄勝郡新成村大字足田より大字高尾田に亘る台地を抱擁せる一帯の地盤を以て之を擬し其中心を（足田の）字土館とするものである。便宜上之を雄勝本城址とし、又西馬音内町大字床舞に在る城塁を以て前期雄勝城趾とし便宜上之を雄勝別城　とするものである。而して略ぼ今の西馬音内町を中心とする附近を古の雄勝村の中心となすものである」（「歴史地理」41ノ6、514頁）。

このように深沢氏は雄勝城を本城と別城の二つにわけ、本城跡は土館、別城跡を床舞と考えたのであつた。

この説に対して、柿崎隆興氏は昭和36年1月に「雄勝村と雄勝城の遺趾について」という謄写版冊子を出し、そのうちで本城別城区分説には反対しつつも、土館説には全面的に賛同している。

第6　雄勝郡東成瀬村田子内説

吉田東伍は「和名抄」に「雄勝郡、乎加知、有城謂之答合」とあることに着目し、答合の音訓が高尾田に相近似しているというので新成村高尾田説を唱えられたことは本章第3項において紹介しておいたが、これよりさき、水戸の「大日本史」巻302も既に答合城は雄勝城の別号であるとみなして答合の音訓から田子内ではないかと想定しつつも、その立地条件に一抹の疑念を抱き別に後述するように郡山説を提示している。であるから「大日本史」の所説として田子内説をここにあげることは「大日本史」の本旨にそわないわけであるが、かつては答合の音訓から田子内も考えられたことがあつたという参考の意味で、ここにあげてみることにした。原文は次のごとくである。

「天平宝字中、築雄勝城（以下細字）『和名鈔作答合城』、置雄勝駅（統日本紀）、城承十道之衝、尤為要害、元慶乱後、鎮兵450人、（三代実録）（以下細字）『按国図、郡東北有田子内村、田子内与答合音訓相近、或其遺名、然僻在山間、与所謂十道之衝不符、按郡山在雄物川南、当平鹿山本之衝、可以扞蔽国府、姑係于此、以待後考』」

第7　雄勝郡新成村郡山説

これは、本節第6田子内説の項に引用しておいたように「大日本史」がいいだした説であつて、池内儀八氏も湯沢説とともにこの郡山説をも擬定地としてあげている。註28

第8　雄勝郡小野盆地説

小野村は近年合併して雄勝町の一部となつている。湯沢の南、院内の東にあたつている。

これは柴田熊蔵氏の所説で

「平戈を越え又は鬼首の山道を越えて、出づれば此処は雄物の上流小野盆地である。即ち、僕の主張する雄勝城である。雄勝城より雄物の流れを下つて、新成村土館に枝城を置けるものと見る。此処は由理柵との連絡上重要地点であつたろう」註29

と、このように柴田氏は雄勝城に本城と枝城とがあつたと考えている。柴田氏の所説の根底には、本城を小野盆地としつつも、なおかつ新成村土館が「由理柵との連絡上重要地点」であることを無視するわけにはいかず、交通順路からみて両者を遺跡としてとりあげるために、一方の小野盆地を本城、他方の土館を枝城と解釈しようとした意識が潜在していたように思われる。

ここにいう土館は、後述するように、今回3次にわたつて発掘した足田遺跡のすぐ東に隣接する部落であつて、直線距離にしてわずか800メートルしか離れていないのである。であるから巨視的にいえば土館という地域に足田遺跡も包括されているとみなしても、いいぐらいである。そうであるから、土館即足田遺跡、足田遺跡即土館は、雄勝城の本城は小野盆地であると主張しようとした柴田氏においてすら、土館即足田遺跡の地を無視しえなかつたということである。足田遺跡は、このように早くから注目されておつた場所であつたのである。

土館即足田遺跡は、発掘調査以前から、そのようにみられるほどの優位な立地条件をもつ場所であつた。

深沢氏のいうところによれば、小野盆地説のほかに横堀町説もあつたが註30、横堀町は小野と隣接しているので、とくに独立項目をたてて紹介することをさし控え、小野盆地説のうちに包括させてもよろしいであろう。

第9　雄勝郡山田村（現在湯沢市合併）説

これは高橋幸三氏の説で、柳崎隆興氏の「雄勝村と雄勝城の遺趾について」（昭和３６年１月謄写版刷）にみえている。

これによれば、山田村大字深堀字本城および雄勝田を主要地点としたる一帯と、同村松岡山と称する地とであつて、前者は雄勝本城、後者は答合城であるとする。その論拠は「地形を主題に、深堀・高屋敷・京田・門ノ目・土城原・下館・楯内川・築紫森（勅使森）等の名を辿つて遺跡の証明に力めたものである。

第１０　仙北郡払田柵説

井上通泰は「上代歴史地理、東山道」において「近年高梨村大字払田（ホツタ）にて柵址を発掘しき。玉川流域の蝦夷を征服するに就きて即山本郡を鎮撫する前に構築せしものなるべし。或人（発見者にあらず）が之を雄勝城に擬せるはいみじき誤なり。或はこれが（ママ）塔合城にて和名抄郡名雄勝の註は誤れるにか」註31とのべている。雄勝城跡払田柵説をとなえた人の氏名は伏せてあるので不明というほかないが、喜田貞吉のことであるらしい。喜田は払田柵について

「強いて之を国史所見の何物かに当らんとするは恐らく徒労に終る事ではあろうが、試に言はば或は之を以て雄勝柵に擬すべきものではなかつたろうかという引つかかりが無いでもない。雄勝城は勿論今の雄勝郡内に設けられたものであろう。併し庄内にあつた出羽柵が秋田に進出して、やはり出羽柵と呼ばれた例も近所にある。雄勝に設けられた雄勝城がここに進出して、やはりもとの名を呼ばれても差支はない筈だ。かく言ふのは単に無稽の空想のみではない。雄勝城一に之を答合（かがふ）といふ。而して此の払田の地のある高梨村地方は、古くの答甲（かがふ）郷に当ると考定されて居る。果して然らば雄勝城が答甲郷に進出して答甲城と呼ばれ、それが放棄されてもとの雄勝郡に戻つても、やはり答合の名を以て呼ばれたのではなかろうかといふのだ」註32

とのべている。井上氏が、払田柵をもつて雄勝城跡かといつた「或人（発見者にあらず）」の見解を否定したのは昭和１８年の著書においてであるし、喜田氏の論文発表はそれよりも１３年前の昭和5年であつたから、或人とは喜田氏をさしているらしいと前述しておいたのである。

さて、喜田氏の所説が正しいものとしても、最初まず雄勝城は雄勝郡内に築造され、次に払田柵まで北進移築され、その後さらに雄勝郡内まで後退移動したというのであるから、雄勝城が払田柵にあ

つたのは二度目だけであつて、最初と三度目には雄勝郡内にあつた、というのである。であるから、雄勝城当初の遺跡に重点をおいて考えれば、払田柵説をここにあげることは適切でないかも知れないが、雄勝城の遺跡は、このように多様に考えられているのだという複雑さを理解するためにもと思つて一応掲げてみたのである。

喜田氏は雄勝城二遷（即ち3度その位置が変つているという）説を提唱されたとはいうものの「強いて之（板橋言、払田柵のこと）を国史所見の何物かに当らんとするは恐らく徒労に終る事ではあろうが、試に言はば或は之を以て雄勝柵に擬すべきものではなかろうかという引つかかりが無いでもない」（力点板橋）という表現にみられるように、ずいぶん慎重に且つ謙虚にふくみのあるいいかたをしたのであつた。しかも、雄勝城は当初と3度目は今の雄勝郡内にあつたことを否定していないのである。ところが近年、払田柵をもつて雄勝城であるとする説が再びあらわれるにいたつた。それは高橋富雄氏の所説である。註33 この説に対しては、ただちに柿崎隆興氏の反対論が展開された。註34

高橋氏のいうところは「（払田柵の）規模は、多賀城に匹敵する大いさである。これだけの施設が文献に埋もれているはずはないのであるが、秋田県内陸部で記録に残る城柵は、雄勝城しかない。そこでまず、これを、史上の雄勝城址と推定するわけである。いくつか論証をしてみよう」（236頁）というので、当時の雄勝郡の境域の問題と、当時の交通路問題（これは現在の時点からいえば歴史地理学上から、ということになる）、大きくいつてこの2点から説述している。さて、初めの当時の雄勝郡の境域問題については「払田柵は、今は仙北郡であるが、雄勝城を設けるときの雄勝郡は、ちょうど出羽郡のように、秋田県内陸部の諸地域を含んでいた。それは、蝦夷が、この地方を雄勝村と呼んでいた汎称を継承したものであろう。平賀(ママ)郡を北に分けたときは、仙北郡の地も平賀(ママ)郡のうちだつたろう。しかし、城柵は、古い汎称をそのまゝとつていたと考えれば、位置が仙北郡にあることも、何ら妨げるものでない」（236頁）と、このように高橋氏は説明するのである。

しかし、雄勝城の築造がなされた天平宝字三年に、実は雄勝郡と平鹿二郡が「始置」されたことは「続日本紀」天平宝字三年九月二十六日条によつて明白である。雄勝城が築造されてから何年か経た後に平鹿郡がおかれたのではない。氏の考えかたからいえば、平鹿郡始置後は、今の仙北郡は平鹿郡の北隣であるから、平鹿郡のうちであつたとみなさざるをえなくなるのである。この点に着目して柿崎氏は「雄勝城造築従事者に対する免税のことと、雄勝・平鹿二郡を置くことが同時に記されていますので、雄勝城が築かれたときは、すでに〝北はどこまでも雄勝郡〟ではなくなつていたのです。（中略）雄勝城が造られたとき、雄勝郡の北に平鹿郡が置かれていたこと、和名類聚抄に、雄勝に城有りとあり、山本（板橋言、今の仙北郡のこと。しかして、払田柵は今の仙北郡内にある）にそれがないことは前に述べました。それでもなお雄勝城の〝位置が仙北郡にあることも何ら妨げるものでない〟のでしょうか」と質問の形で反論したのである。払田柵跡を史上にみえている史跡に比定する説としては、喜田貞吉氏はすでに雄勝城かと提言しているし、それを継承しているのが高橋氏の所説である

が、そのほかにも河辺におかれた出羽国府（河辺府）であるとの説も註35あつて、今のところ、払田柵の性格については確定していないというのが現状である。

高橋氏が第二の論証とする当時の交通路問題に関しては、正史にみえる地名とか駅名を現在の何処に擬定するかということによつて、論点が多岐にわかれるのは当然のことであるし、この点については新野直吉氏からも新らたな所見註36が出されているし、柿崎氏もまた高橋氏と異つた考説をのべている。註37 何せ、こういつた古い地名・駅名を現在の何処に比定するかという問題は、発掘により実証されぬ限り、水かけ論になるので、本稿では割愛することにする。

(2) 遺跡擬定地諸説の意味するもの

管見のおよぶ限りの擬定地を前項に掲げておいたように、仙北郡払田柵説以外は9説ともすべて雄勝郡内に雄勝城跡を擬定している。9説のうちでも「大日本史」の提唱した東成瀬村田子内説は「しかれども山間に僻在し、所謂十道之衝という（雄勝城の立地条件）と符（合）せず、（中略）しばらく此に係け、もつて攷考に待つ」とあるように、ごく控目な発言であつて、確説の域を出ていないのであるから、この説を除外するのが穏当であろう。

そうすると、上法荘雄氏の明治村大字大沢―天下盛布説、吉田東伍氏の新成村高尾田説、原秀四郎氏の新成村高尾田字高寺説、梁沢多市氏の新成村足田字土館・高尾田説、これら四説の擬定地は半径2キロメートルの圏内に集注していることになる。そして半径2キロの円圏のほぼ中心にあたつているのが今回調査した雲雀野遺跡である。

であるから、雲雀野遺跡を中心とする半径2キロの地域は、すでに雄勝城跡として、いくたの先学が着目していた、ということである 註38（第1図）。ただ、戦前までは遺跡が発見されていなかつただけのことである。ところが、本章冒頭においてのべておいたように戦後3次にわたる調査によつて長大な柵列の一部その他の遺物等が発見されるにいたつたので、左記要項により第4次にあたる発掘が国庫補助を得て実施されることになつたのである。

(3) 第4次調査の要項

1. 調査の主体

   秋田県教育委員会

   羽後町教育委員会

2. 調査期間

   昭和41年10月10日より同11月3日までの25日間（埋戻作業期間を含む）

3. 調査の場所

   羽後町足田字雲雀野　　624平方メートル

羽後町足田字七窪　　３３７５平方メートル

4. 発掘調査の主点

雲雀野においては、今までに発見されている第３１号柵列土壙を起点として、さらに南方に向つて柵列延長を追求していくこととし、七窪においては遺跡を探索調査することとした。

5. 調査員

岩手大学教授	板橋　源
秋田県文化財専門委員	奈良修介
文化財保護委員会、文部技官	坪井清足
東邦音楽大学助教授	大川　清
岩手大学、文部技官	佐々木博康
補助員	
羽後町軽井沢小学校教諭	永瀬福男
早稲田大学学生	石山　勲
同	大金宣亮
岩手大学学生	荒　武文
同	高橋　均
同	山本　誠
同	小野寺　章
同	川又正則
同	久保　泰
同	熊坂　覚
秋田大学学生	杉淵　聡
事務担当者	
秋田県教育庁社会教育主事	加賀谷辰雄
同	吉川欣一
羽後町教育委員会	藤原景三
同	柿崎隆興
同	沼沢喜太郎
羽後町新成支所長	安藤順一郎

ほかにも地元の県立羽後高等学校の国安裕教諭・同佐藤善吉教諭はじめ同校生徒、県立湯沢高等学校生徒および和泉忠一郎・渡辺順蔵・和泉力補の諸氏等多数の方々から懇篤なる援助をいただいた。ここに銘記して謝意を表する次第である。

第二章　発掘の成果

初日の１０日は午後２時より羽後町公民館に関係者一同集合し事務打合せをとげ直ちに現地巡検をなし実際の発掘作業は翌１１日から開始。その日から七窪遺跡班は２３日までに発掘と実測を終えたし、雲雀野班は３０日までで一応終了し、以降は埋戻作業にあてたのであるが、発掘期間中はあいにくの悪天候で全日快晴というのはわずか６日しかなかつたので、いちぢるしく作業がさまたげられた。前述したように今回の調査地域は雲雀野と七窪との２カ所であつたので、地域ごとに大別してのべれば次のごとくである。

(1)　雲雀野地区

○　立地条件（第2図）

ここは標高７５メートルから８０メートルの等高線をもつ丘陵で、すぐ東は平地に臨んでいるが、平地にある新成中学校正門の門柱台石からみると比高は僅か１０メートル余にすぎないから微高台地というべきであろう。註39

台地の頂部は北から南に向つて起伏をもつた尾根をなしている。尾根をつたつて棚列土壙が次々と連続して発見されたのである。

○　棚列土壙

今回の発掘で新しく発見された棚列土壙には、前回までに発見された最南端の３１号土壙を起点とし南方に向つて、それぞれ３７号、３８号というように命名し４７号まで発掘し（雲雀野A地区）、それより直線距離で９０.５５メートル南にへだつた場所において、ほぼ西南方向に延びている棚列土壙５カ所を発見できた（雲雀野B地区）。このことによつて、棚列は長大な南北方向から西方に向つて折れ曲つていることが判明したのである。通算して今回は１６カ所の棚列土壙を発見したことになる。

今回発見された棚列土壙も、前回までに発見されていた棚列土壙と同しように、正確には一直線上にのつてはいなかつた，多少のふれを示している。さきにも述べておいたように、棚列は微高台地の尾根の自然地形に従つて設営されているからである。こういつたふれの 類似から、今回発見された棚列土壙は、前回までに発見されている棚列土壙と一体をなすものであることは明白である。土壙の形状も全く同一であることは、いよいよ一連のものであることを立証している。

棚列土壙の形状（その平面形状は不整円形のものが多かつた。第３、４、５図参照）や相互の間隔を表示すると次のごとくである。

第１表　雲雀野A地区棚列土壙表

土壙番号	土壙の形状		相互の間隔
	平面形状(EW×NS)	深さ	
№３１（昭和３８年度発掘） №３７（今回発掘）	m　m 0.７５×0.８０		m 6.７５

№38（今回発掘）	0.73×0.64		5.37
〃39（　〃　）	0.91×0.80		5.53
〃40（　〃　）	0.97×1.00		4.64
〃41（　〃　）	1.02×1.01	1.56	6.47
〃42（　〃　）	0.82×0.82		5.60
〃43（　〃　）	1.13×1.15		5.0
〃44（　〃　）	0.86×0.76		6.82
〃45（　〃　）	0.73×0.70		7.12
〃46（　〃　）	0.97×0.78		5.07
〃47（　〃　）	0.80×0.76	0.63	7.72
平　均	0.88×0.84		6.06

第2表　雲雀野B地区櫛列土壙表

土壙番号	土壙の形状		相互の間隔
	平面形状(EW×NS)	深さ	
№48（今回発掘）	0.81×1.00 m		7.95 m
〃49（　〃　）	0.87×0.93	0.25	6.51
〃50（　〃　）	0.73×0.84		4.83
〃51（　〃　）	0.86×1.08		6.74
〃52（　〃　）	0.68×0.84		
平　均	0.79×0.94		6.51

前掲二表から次のごとく要約できる。

1. 土壙の平面形状は、A地区では平均88センチ×84センチで、B地区のそれは平均79センチ×94センチであつてきわめて近似しているから同時期同一性格のものである。
2. 土壙の相互間隔も、A地区では平均6.06メートルで、B地区のそれは平均6.51であつてきわめて近似しているから、やはり同期期同一性格のものである。
3. 土壙の断面実測は作業日程の関係から、A地区においては41号と47号の2カ所、B地区では49号の1カ所だけについて実施したが（第6、7図）、深さはまちまちである。深いものは1.56メートルもあり、今回までに発見されたものと同じであるが、B地区の49号のように僅か25センチしかない浅いものもある。櫛列は微高台地の尾根の自然地形に従つて設定されているので、B地区のように最も高い尾根（第8図）では永年の星霜を経過するうちに頂部の土壌は自然に流失するであろうし、さらに畑地に開墾される際には人為的に削平される。現にB地区は畑地として耕作されているのである。であるから、このように浅い断面しか示さない土壙となつたのである。
4. 雲雀野において、A地区で発見された最南端の櫛列土壙47号からみて直線距離で90メートルも離れている南方のB地区の尾根の頂部を発掘したのは次のような理由からであつた。

第８図の地形図でもわかるように、Ａ地区は南になるに従つて尾根は緩く傾斜しながら低くなつている。Ａ地区とＢ地区の間は尾根の鞍部をなし、低くなつている場所である。したがつて畑耕作上、原地形がもつとも削平されやすい場所でもあり、実際試掘してみた結果もそのとおりで土壙は消滅してしまつていた。現地の地形からみると、柵列がＡ地区の南端で終つているとは、どうしても考えられなかつたので、それで９０メートル越えて南方のＢ地区を発掘したのであつた。

○　出土遺物（第９、１０、１１図）

Ａ地区の表土から縄文時代のものと思われる石材片が１個出土したのみで、Ａ・Ｂ両地区から土器その他の遺物はみあたらなかつた。

ただし、グランド北方の水田を調査したさい、土器を３個体分採集した。採集した経過は次のごとくである。

今次の調査期間中に柵木らしきものがあると教えてくれた里人があるので、案内してもらつた。その場所はグランドより北方に通ずる小道をグランドの北側観覧席のテンバを起点として約５０メートル程北方に行つた道路西側の水田であつた。この水田は５０センチ以上もある泥深い水田で、里人の記憶をたよりにその附近一帯をボーリング探索したが柵木らしきものは発見できなかつた。土器はこの探索のさい採集したものである。採集個所が前回までに発掘された柵列の北方延長線上にあたるので、ここに併記しておく。

３個の土器の内訳は土師台付坏一、須恵坏一、須恵の大形容器一である。その各々について簡単に説明してみよう。

1.　土師台付坏（第１０図１、第１１図１）

ほぼ完形に近く、口径１４センチ、高さ３センチ５ミリ、台径６センチ強、厚さ５ミリ強で、坏部の体部から口縁部までほぼ直線的に外傾し、口唇部にいたつてかるく外反し、底部には糸切の痕跡がある。台部は外傾し、その端はやや角ばつている。坏部と台部は別々につくり、のちこれを接合してロクロで成形している。

2.　須恵坏（第１０図２・第１１図２）

底部のみ残存し、上半部は欠除している。

底径６センチ強、厚さ５ミリ内外でロクロ挽、糸切痕がある。

3.　須恵の大形容器（第１０図３・第１１図３）

体部と底部の一部分のみであつて推定底径１５センチ５ミリ、厚さ８ミリ内外で、輪積みと思われる痕跡があり、外面にはよこのヘラ削り、下部にはたての削り跡もみられる。内面にはよこのなでで、内外面とも木型の痕跡は認められない。底部外面にはモミの痕跡がみられた。

⑵　七窪A地区（第１２・１３・１４図）

岩城堤の東南に三叉路がある。その南方直線距離にして約１５０メートル程の陸田のうちに土壙を従前の調査のさいに発見していた。それを再掘し、中心より南方に半径３０尺で第１２図のような半円形のトレンチを入れ、黄色の地山まで掘下げたが、土壙らしき個所が１カ所発見されただけで他には土壙の存在は認められなかつた。作業日程からみて、これ以上トレンチを広げる余裕はなかつたので、発掘した範囲において整理することにした。この土壙らしきものは東西１メートル２３センチ、南北１メートル５３センチの不整円形で、それを切断してみたところ削平され下底部のみで、１０センチ強の浅い断面であつたが、掘立式柱脚の土壙であろう。それゆえ場所によつては長年月の間にすでに削平されつくし、消失したものもあるであろう。また、この土壙の東南５メートル５０センチの地点に地山よりやや白く堅い楕円形（東西２メートル２０センチ、南北１メートル３０センチ）の個所が発見されたが、これは土壙と関連するものかどうかについては明らかではない。

なお、この地区からの遺物はみあたらなかつた。

⑶　雲雀野と七窪との中間低地より出土した部材について（第１５・１６図）

雲雀野台地と七窪台地との中間に湧水がある。その位置は七窪A地区のＢＭⅡより、東南約１００メートルの地点で（第８図H、ただし湧水は雲雀野台地よりにもう一個所ある。同図G）、湧水は西北に流れ、岩城堤に達するが、その途中の低湿地帯から長大な建物の部材と思われるものが現地表下６０センチの黒色土と灰褐色土の境目から出土した。出土した部材の位置はＢＭⅡの東南約６０メートルで（第８図Ｅ）、長さは８メートル５０センチ、太さは根部で丸く径３５センチ、末部は上面が人工的に削平され断面は半円形を呈し、巾７センチ、厚さ４センチ５ミリで、根部は東南方向を、末部は西南方向を示していた。根部には部材を切断したさいの工具の痕跡があつた。材質は杉か檜らしい。あまり長大であるゆえ、写真と計測の終了後、原位置のままうめもどしをした。

なお、このさいの出土遺物はなかつた。

(4) 七 窯 B 地 区

大　川　　清

比高約１０メートルの丘陵東斜面に四基の窯跡を発見・発掘をすゝめた。北より１、２、３、４号跡とした。（図版２４、２５図・第１図）

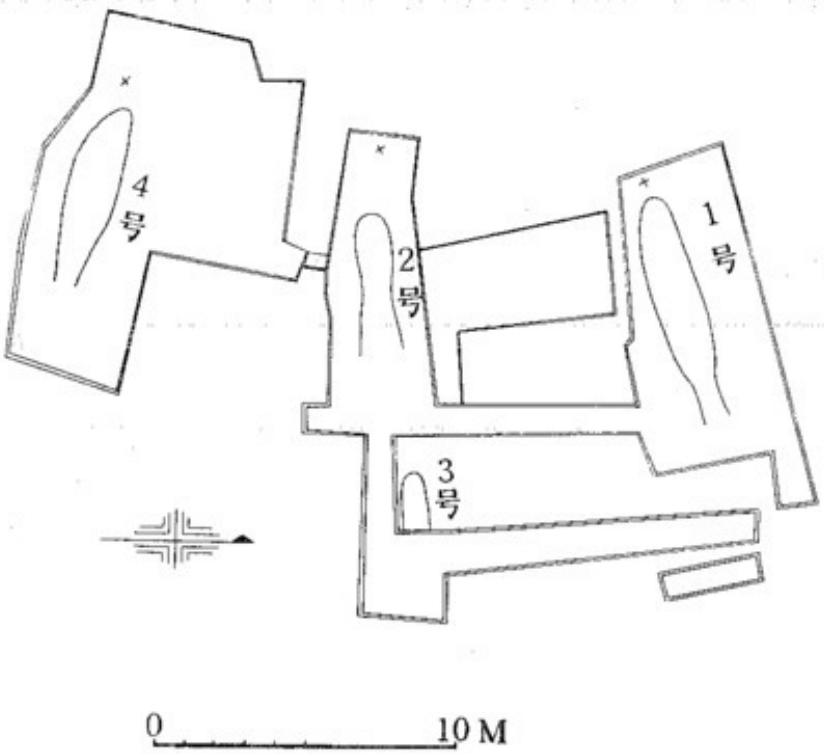

第１図　窯跡関係図

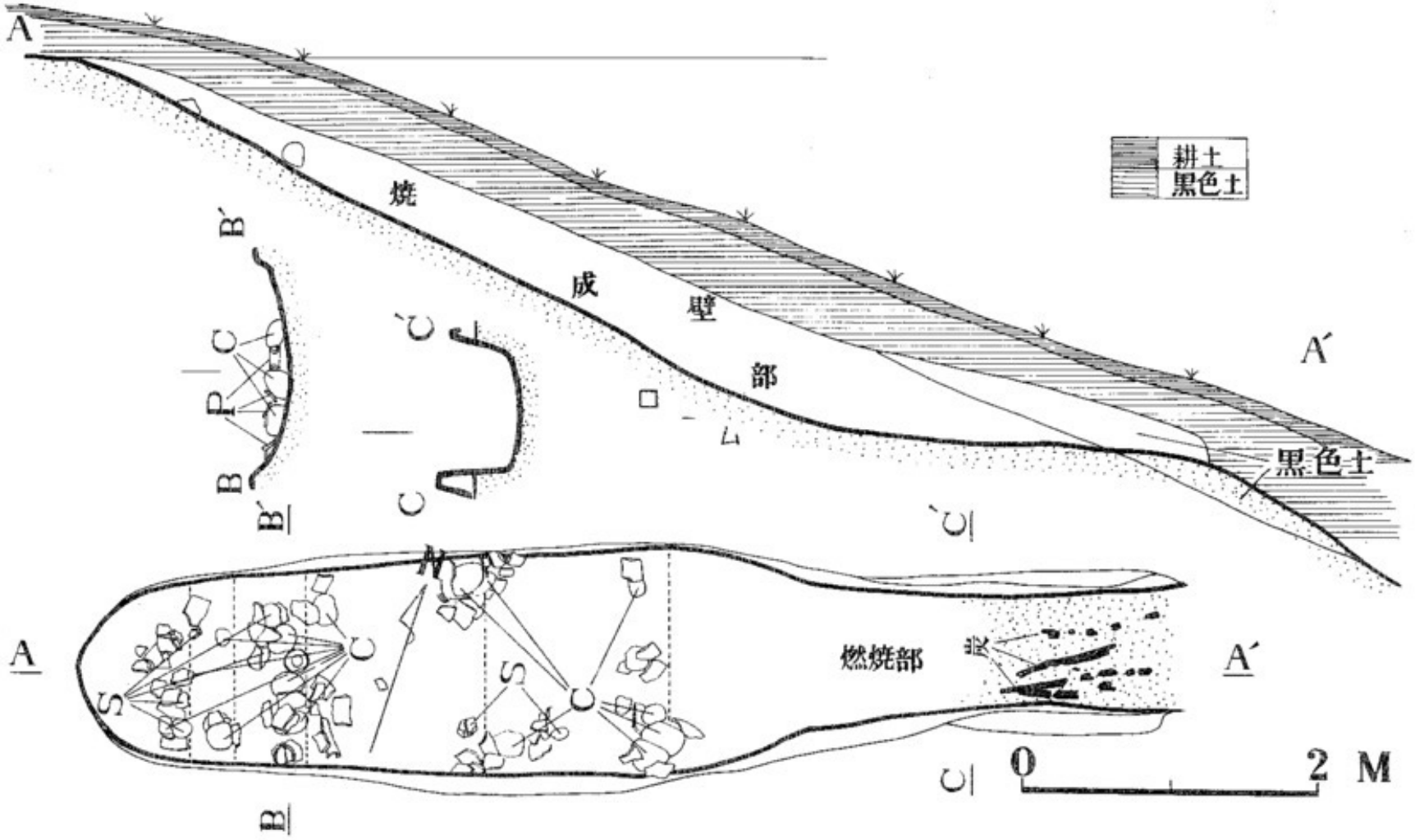

第2図　一号窯跡実測図

S－石詰台
C－粘土製詰台
P－土器利用詰台

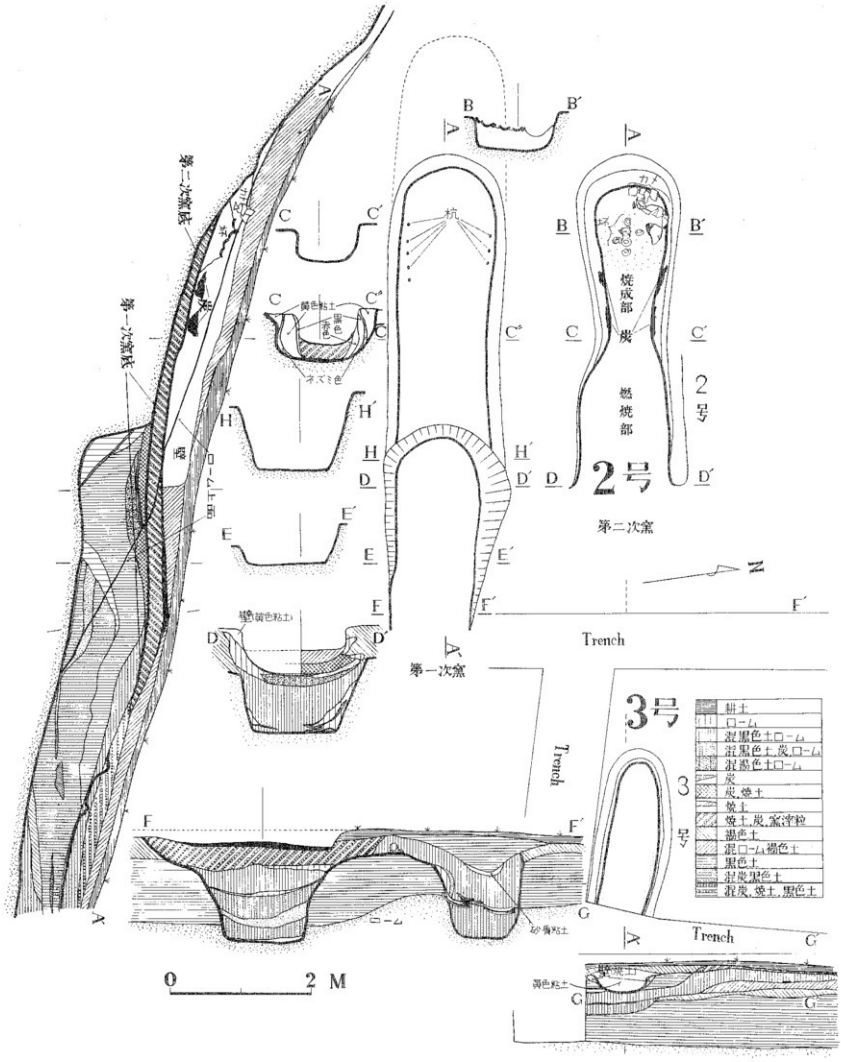

第二次窯底
第一次窯底
ローム上面
壁
黄色粘土
黒色
赤色
ネズミ色
杭
焼成部
炭
燃焼部
2号
第二次窯
第一次窯
Trench
3号
耕土
ローム
混黒色土ローム
混黒色土,炭,ローム
混褐色土ローム
炭
炭,焼土
焼土
焼土,炭,窯滓粒
褐色土
混ローム褐色土
黒色土
混炭黒色土
混炭,焼土,黒色土
ローム
砂質粘土
0
2 M

1号跡（図版２４、２５、２６、２７図・第２図）.

窯構造は半地下式無階無段登窯で全長7.4メートル、焚口部巾0.8メートル、そこから約2メートル程の底面勾配は約2度、この部分には木炭が堆積し燃焼部である。こゝから奥が焼成部で窯底は急に勾配を増す（約１７度）と同時に巾はふくらみ、最大巾１５メートルでのぼるにしたがつて巾を減じ、窯尻部では1.2メートルの巾となる。焼成部底面には自然石、須恵器片、粘土塊などで詰台がつくられ若干遺存していた。ことに窯尻部では当初の状態に近いとおもえる詰台列二が遺存していた。

窯の現存内部は赤褐色を呈し、火入れ回数が余り多くなかつたように考えられる。

この窯はローム層中に窯底部をくつさくしたもので、燃焼部と焼成部の境付近でもつとも深く６０センチを測る。燃焼部は勾配がゆるいため、腰（側壁）はローム上層の黒色土の部分がある。窯の天井部は落下して現存しないが、スサ入粘土でアーチ型に架構したものであろう。

この窯での焼成品は窯の内部に遺存していた土器破片から推して大型、小型カメ、壺形須恵器を主としたようであるが、ステ場の発掘を実施してないため断言し得ない。

詰台は実測図に示すように窯尻部に比較的よく遺存していた。それらの2、3についてみると、

凸版№	写真№	色　調	備　　考
1	9	暗褐色	壺の口辺部。２と同一個体で破損したため詰台とした。
2	１０	〃	壺の腹・底部。底を上にして詰台としてあつた。
3	5	〃	大型壺の口辺部で数個に割れたものを適当に使用してあつた。
4	１８	〃	粘土塊の上に壺破片が付着したもので高温のため粘土塊はとけかかつている。
5	１７	４に同じ	
6	１６	４に同じ	
	１５	粘性の弱い粘土塊で、赤褐色を呈している。他に５、６点窯の中に散在していた。	

61は大型カメ破片の拓影である。

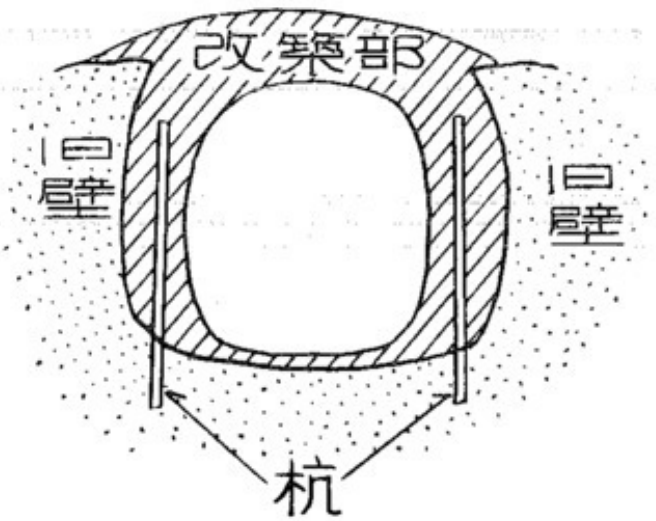

2号跡（図版２８、２９、３０、３１、３２、３３、３４、３５図・第３図）

１号跡より８メートルへだてた南にある。窯構造は半地下式無階無段登窯で、改造のおこなわれたものである。つまり、第一次の窯は全長4.8メートル、焚口巾１.３メートル、窯の巾もほぼ１.３メートルで、１号跡のように燃焼部、焼成部を区別するようなくびれや勾配のちがいはなく、窯底は平均して1.7度程度である。

２次窯は１次窯の中央部から窯尻部にかけて改造したもので、長さ2.8メートル、焚口部の巾は0.6メートルで、それより窯の内部は逐次巾が広がり窯尻部近くで１.２メートルとなる。この窯は１次窯の中央部から窯尻の部分にスサ入粘土をはつて窯の巾を狭め、窯容積を縮めた。この改築に際し、側壁の立ちあがり部分の接着を有利にするため第４図に示すような径２センチ程度の木杭を立てゝ側壁の心とした。その遺存炭化木杭が２次窯側壁の除去の際観察できた。２次窯は小物を焼成するのに適した形態で、坏が重ね焼の状態を呈したまゝ発見された。（図版３４、３５図）

本跡の場合、１次窯以前にさらに一基の窯があつたと思える。それは、現窯尻外に約１.６メートル程淡い赤色の部分が、あたかも窯尻のようにみえた。（実測点線）もちろん焼けた痕跡と考えられる。この部分は積極的に窯尻の痕跡とは断じ難いが、１、４号跡の構築位置と窯の勾配などを比較してみると仮に２号跡が１、４号と同じような形態のものを構築したとしたなら、現存窯部分と窯尻外の焼けの部分を一緒にすれば似かよつた窯となるわけで、１次窯としている窯の構築以前にもう１基、１、４号跡と同形の窯の構築を考慮してよかろう。さらに実測図に示したように一次窯の焚口部下部にくぼみ穴があり、縦断面によれば有階式登窯の形態を示している。すなわち、くぼみ穴は燃焼室に相当する部分である。この部分はローム層をくつさくし、下部では砂質ロームになり焼成の痕跡はみられなかつた。おそらくは、当初有階式の登窯を構築しようと計画したが、何らかの理由によつて１号跡のような無階無段の登窯に変更されたものと想像し得よう。１次、２次とも窯の主体をローム層中にくつさくしたがとくに一次窯の場合、ローム層のくつさくは焚口近くになるにしたがつて浅く、その上部には砂質黄色粘土を加えて側壁部が構成されていた。もちろんその側壁部と同様に天井部も同質のスサ入粘土で架構したものと考えられる。一次窯、二次窯ともにネズミ色を呈していた。

本跡は以上のように、一次、二次さらにはそれよりも古く窯構築がなされたと想定されるなら、都合三次にわたる窯の構築をみた遺構ということになる。また、実測図縦断面に示したごとく窯の改築に際して窯底部があがつてきているし、さらに一次窯のステ場の上に三号跡が構築された。

本跡の遺物は、二次窯の窯の中から発見されたものと、本跡北接の窯の外に若干大型壺類を主体とした遺物の堆積があつた。（２号北）

ステ場は一次、二次を分別し得ず、とくに、実測図FF'断面にみるくぼみ穴の北にある穴から多量の遺物が出土した。この穴を精査することが日数の関係から不可能であつたが、窯尻方向（西）にゆくにしたがつて浅くなり「二号北」の遺物堆積と一緒になるように思われる。この穴並びに周辺からの出土遺

物はステ場として別記する。一次竪出土遺物としたものは二次竪底と一次竪底との間の焼土、炭、竪滓粒層中出土のものである。遺物中１６（写真３２）は土師器底部と考えられ、竪での焼成品かどうか明瞭を欠くとともに、底面の圧痕や腰部のヘラ痕から、さらに焼成の具合から土師器とする方が当を得ていると思う。この種の底部をもつ（圧痕）土師器は岩木山麓周辺に多くみられる。（註１）

遺物について次に表記する。

凸版№	名　称	色　調	写真№
１３	坏	褐　色	
１４	〃	灰　色	
１５	〃	〃	
１６	カ　メ	褐　色	３２
１７	〃	淡褐色	２１
１８	〃	褐　色	
１９	〃	淡褐色	２３

凸版№	名　称	色　調	写真№
２０	カ　メ	淡褐色	
２１	〃	褐　色	
２２	〃	〃	２２
２３	〃	淡褐色	
２４	〃	赤褐色	
２７	壺	暗褐色	
２９	カ　メ	濃灰色	

凸版№	名　称	色　調	写真№
３０	カ　メ	赤褐色	２８
３２	〃	濃灰色	5.30
３３	〃	〃	
３４	〃	〃	
３５	〃	〃	
３８	〃	灰　色	
３９	壺	暗褐色	
４０	〃	〃	
６１	カ　メ	褐　色	

凸版№	名　称	色　調	写真№
４１	坏	褐　色	
４４	壺	暗褐色	
６０	カ　メ	褐　色	
６３	〃	〃	

二　次　竪

７	坏	褐　色	２０
８	〃	〃	
９	〃	〃	
１０	〃	〃	
１１	〃	〃	
１２	〃	〃	
２８	カ　メ	暗褐色	

二号ステ場

２５	壺	灰　色	４
３１	カ　メ	濃灰色	8.31
３６	〃	暗褐色	
３７	壺	濃灰色	２６
４５	〃	〃	
５８	カ　メ	暗褐色	１
５９	〃	褐　色	２

二　号　北

２６	壺	濃灰色	

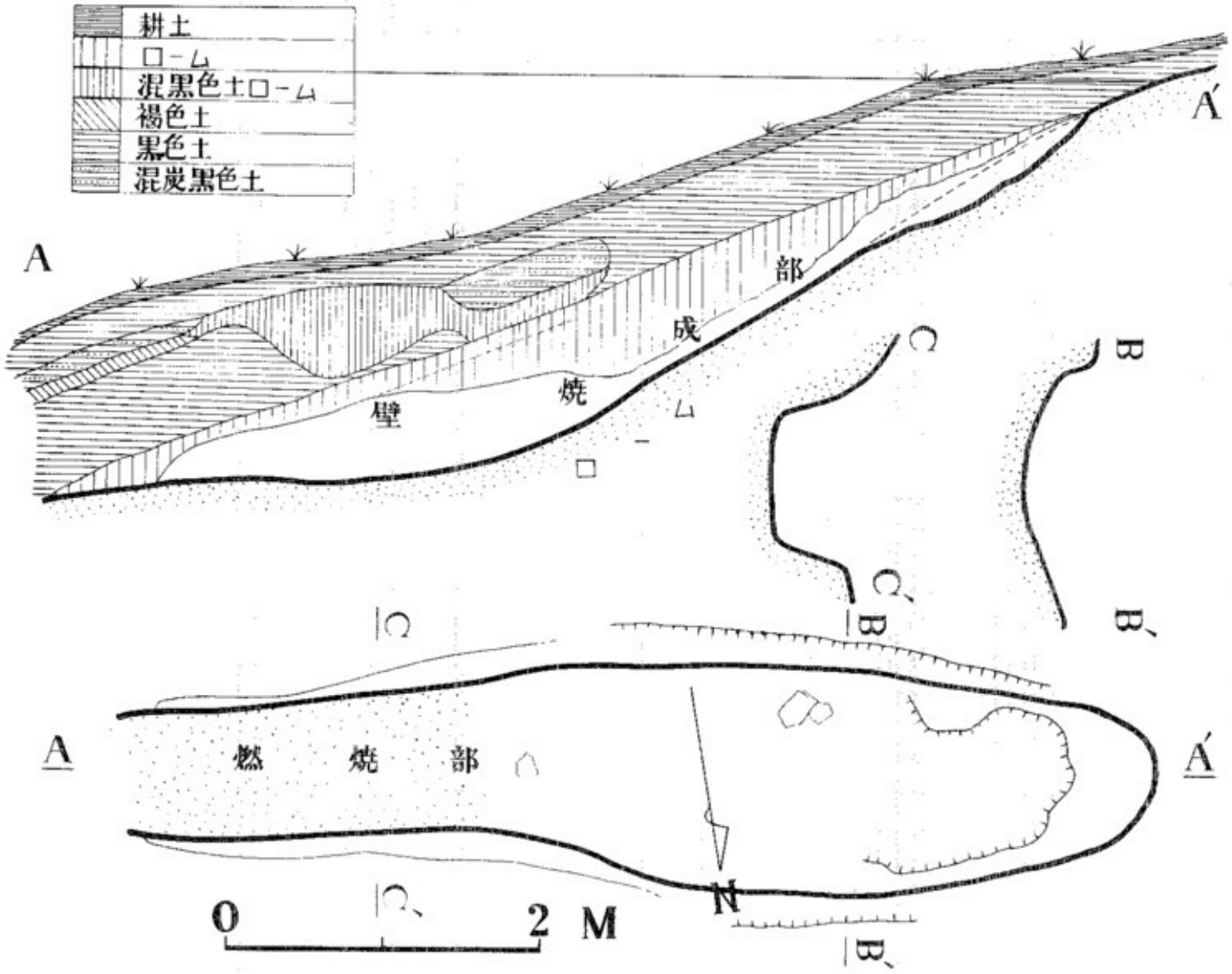
耕土
ローム
混黒色土ローム
褐色土
黒色土
混炭黒色土
A
A'
壁
焼
成
部
B
B'
C
C'
燃
焼
部
N
0
2 M

三号跡（図版３０、３１、３２、３３図

二号跡のステ場の上に構築された半地下式無階無段登窯で、遺構は窯の中央から窯尻部分で、現存長2.2メートル、巾は0.8メートル程で、かなり小型の窯である。窯尻底面には杯形須恵器を一個伏せてあつた。おそらく詰台として使用されたものであろう。

三号跡は砂質黄色粘土に覆われていて、発掘中周辺の黒色土（ステ場）とはきわめて明瞭に識別し得た。窯跡は淡いネズ色を呈していた。

遺物としては窯の中から杯形須恵器片が発見され、他は窯の周辺から出土した。ことに５０、５１は窯に接した北側から出土した。本跡発見の遺物を次に表記する。

凸版№	名　称	色　調	写真№
４２	坏	灰　色	
４３	〃	濃灰色	
４６	壺	〃	
４７	カ　メ	灰　色	
４８	〃	濃灰色	
４９	〃	褐　色	

凸版№	名　称	色　調	写真№
５０	コシキ	褐　色	６
５１	壺	暗褐色	７
５２	坏	褐　色	
５３	〃	〃	
５４	壺	暗褐色	
５５	〃		２４

４号跡（図版３６、３７図・第５図）

２号跡より８メートルへだてた南にある。構造は半地下式無階無段登窯で１号跡に類似した窯である。

全長6.8メートル、焚口部巾0.8メートル、焚口より2.5メートル程が燃焼部で底はほぼ水平、炭の堆積が多かつた。これより奥が焼成部で最大巾１.４メートル、窯尻部では１.２メートル、勾配は約３０度、窯尻では窯底の一部が地すべりで若干落下している。窯の中央から窯尻にかけての側壁は崩壊し、底面と側壁の境だけは明瞭であつた。窯の内部にはカメ・壺形須恵器類の破片が散乱していた。

本跡は側壁などの崩壊がはげしく操業当初の壁面の原位置に遺存するものはきわめて少なかつた。それによつてみると赤褐色を呈し、１号跡に類似の色調であつた。

本跡の遺物は、

凸版№	名　称	色　調	写真№
５６	カ　メ	赤褐色	１４
５７	〃	暗褐色	
６４	〃	〃	

である。

むすび

以上、本窯跡4基について略述した。この遺跡は既述の4基のみの構築ではなく、さらに北側に接して数基の窯が構築されたものと考えられ、それら全容の発掘調査終了によつて種々の問題が具体的に解明されるもので、今回の調査のみで決論するには時期尚早である。なお、今回の調査は天候にわざわいされて十分な調査を実施出来なかつた。ことにステ場を発掘範囲内で発見できなかつたことは各号跡の製品について検討し得ないという不満がある。次回の調査に際しては、この点について十分欠をおぎなわれたい。

今次調査した4基のうち、3号跡は別として1、2号初期、4号跡は類似の窯構造をもつたものとして、ほゞ同時期に構築操業したと考えられる。その際、2号跡初期窯がもつともはやく構築に着手し、ことに有階式登窯構造として進められ、1、4号も形態、大きさがほゞ同じものとして構築されたと考えられる。その後の操業は2号跡を中心に改築が2期（1次、2次）にわたつておこなわれ、その間、2次窯より若干先行する時期に3号跡が2号1次窯のステ場に構築をみたと考えられる。

2号1次、2次窯、さらに3号跡に使用されていた砂質黄色粘土は同質の粘土で、これら3基の窯の構築材としての粘土の類似性、さらに窯の形態においても構築時期をほぼ近い時点におさえることの出来る資料とも考えられる。

2号1次窯の中央付近の底面下約15センチのところに、厚さ2～4センチの生粘土層（粘性の強いもので窯構築の砂質黄色粘土は異質のもの）を確認した。その範囲は余り広がらず1メートル平方程であつた。窯底を構成している土層は窯滓や炭混りの焼土などで、その中間にこの粘土層が一層混在しているのは如何なる意味をもつものか、当初判断に苦しんだが、この粘土を仔細に観察した結果、成形のあがつた大型壺の素地であることがわかつた。この素地の存在は、一次窯での操業途中、窯詰できなくて余つた素地を窯出し後の窯の中に格納しておいたのであるが、次期火入れまでに素地がつぶれて窯底上でもとの粘土にもどり、その上に窯滓などがかぶり、次期火入れの時にはすでにつぶれた素地は工人達の眼にふれることなく操業がおこなわれ、さらに2次窯の改築へと発展していつたのである。

2号2次窯と3号窯は小型で、窯の内容積は1、4号に比べてはるかに小さく、小物の焼成、または少量の焼成に適したもので、製品の需給関係に停滞性を示唆するものと解し得られよう。

本遺跡周辺には、北方に隣接する雄物川町に2、3窯跡がある。一つは末館窯址として奈良修介、豊島昂両氏によつて調査されたものが、秋田県史・考古編（P202）に収録されている。この窯は現存巾約1、長さ2メートル、約30度の勾配をもつた登窯の主室部分で、窯底には50センチ間隔で3ヵ所L字状磚が置かれ階段状をなしたらしく馬爪型の詰台が発見され平安初期頃のものとされている。

また、同じ末館で大和久震平氏によつて調査された窯跡が一基ある。（大和久震平著「平鹿郡雄物川町末館窯址発掘調査報告」横手郷土史編纂委員会遺跡発掘調査報告第3輯）全長8.55メートル、焚口から1.7メートルは床がほゞ水平、これから窯尻まで約7.5メートルで勾配は平均24度、中央部最大

巾は1.6メートルとかなり大きな窯である。この窯は燃焼部と焼成部の境を窯底勾配で区別し得るのみで、平面形におけるくびれをもたない。製品は、糸切底の坏、高台付坏、蓋、壺などを主体としていたようであつた。年代については奈良末から平安期のものとされている。

以上、末館の窯跡2基についてみたが、これらの窯跡と本遺跡を比較してみると、地理的には雄物川上流域の本遺跡と下流域の末館といつた関連があり、窯構造では本跡14号にみられる整つたオーソドックスな形態と比べ、末館大和久氏調査窯は少しくずれたものとして時間的下降を考えねばなるまい。

東北地方における窯跡の平面形で、燃焼、焼成部の境付近にくびれをもち、両部境付近で底面勾配に明確な違いをもつたオーソドックスな窯形態は、あまり多くみられないが、北上川沿いには岩手県水沢市見分森窯跡を挙げることができる。この窯は地下式のもので、年代は9世紀初頭頃と考えられる。

本遺跡の2号跡については既に想定したごとく有階式の窯を設計しながら無階式のものを構築したということや、形態のくびれの有無、さらにこの遺跡と有機的関連をもつたと考えられる柵跡が雄勝城であるとした場合、その築城は天平宝字年間（8世期中葉）ということになる。（註2） しかし、雄勝城の築城といつた歴史的背景を考慮せず、窯跡14号の形態、築窯技術などから推定したとき、はやくとも9世紀初頭末から中葉頃に操業開始の時期を推定し得るし、2号初期窯は14号跡とほゞ同時期ではあるが、技術面から考えたとき、一歩先行するようである。2号1次、2次窯、3号跡はさらに後に構築をみたもので、窯の形態がくずれ、9世紀末から10世紀頃に盛行した東北地方の末期的窯構造である。本窯跡群での製品は、述べるまでもなく城柵遺構を中心とした数多の遺跡に供給されたことと考えられ、その具体的な証明は、これら関連遺跡の調査がすゝむにしたがつて解明されるものである。（42.2.5記）

註1　岩崎卓也氏の御教示を得た。

註2　板橋　源氏　「出羽国雄勝城考」出羽路17号

付言　本窯跡の発掘調査は大川を責任者とし、永瀬福男、杉浦隆、石山勲、大金宣亮の諸氏によつて進められ、さらに羽後高校、湯沢北高校の生徒諸君の助力を得た。

報告書の作成にあたり遺物整理、実測、写真撮影については、大金宣亮、石山勲、阿部洌、長沼佑治、須田勉、渡部修、三橋勝の諸君をわずらわした、記して謝意を表する。

東北地方の古代城柵は、越後の渟足・磐舟の二柵をも含めて数えれば征夷開拓期のものは２５例、安倍清原の古代辺境豪族期のものは１６例、そして平泉藤原期のものは4例、計４５という多数にのぼるが、以上はすべて史料にみえているものだけをあげたのである。

であるから、払田柵や城輪柵のように文献史料的には確定しないが、しかし発掘調査によつてその実在が明らかとなつている城柵とか、あるいはこれに準ずるような遺跡を加算するならば、さらに数が多くなるのである。莫大な数といわねばならない。

ところが、４０余例の城柵のうちで、発掘によつて確認された征夷開拓期のものとなると、いまのところ胆沢城、徳丹城、秋田城、多賀城、覚べつ城の５例にすぎない。例としては少なすぎるが、５例の城柵の築造年代とその立地条件とを簡明に摘記すると第３表のごとくであつて、奈良時代８世紀に築城された多賀と秋田と覚べつの３例は丘陵性微高台地上に立地しているのに、平安初頭９世紀になつてから以降に築城された胆沢と徳丹の両城は全くの平地に立地するようになり、比高はゼロである。こういつた年代による立地条件の変化からみると、雷神野城柵遺跡は天平宝字３年頃という年代に合致する遺跡とみなすことができる。

(5) 要　　約

この遺跡の発掘は昭和３６年以来本年まで４次にわたつて実施されたが、まだ完結していない。それほどまでに遺跡は広大であるからである。長大な柵列土壇、築跡、土器等が発見されたとはいうものの発掘が完結していないので、この遺跡は何んであるのか未詳というほかない、というのが現状である。内城の建物跡は一字も未だ発見されていないし、柵列線上にあるべきはずの門跡もヤグラ跡もみつかつていないのである。しかし、古代城柵の１つであることだけは、ほゞ明らかである。

さて、この遺跡を中心とする半径２キロの円図地域は、発掘によつて柵列土壇や築跡・土器などが発見される以前から、もつと詳しくいうならば明治３４年以来、上法茂壌・吉田東伍・原秀四郎・深沢多市等の中央学界や地方研究者の諸氏によつて雄勝城跡に擬定されていることは第一章において記述しておいたとおりである。

であるから、他に雄勝城の確証ある遺跡が発見されぬ限り、いまの時点においては、この遺跡を雄勝城跡の有力な擬定地の１つとみなしておくのが妥当であろう。

蛇足のきらいがあるが、次のようなことをも付記して、この項を終えることとする。

1. 雄勝城が築造されたのは天平宝字３年（７５９）であるが、東北古代城柵の立地条件からみると、雷神野城柵遺跡の立地条件は奈良朝期のそれに適合している、ということである。

第3表　東北古代征夷開拓期城柵立地表

	城柵名	築造年代または初見年代			所在	立地状態
		天皇	年号	年代		
①	多賀	聖武	神亀元(?)	(?)724	仙台市多賀城町	最高50メートルの独立丘陵性微高台地上に立地。
②	秋田	聖武	天平6 註40	734	秋田市寺内町	最高52.2メートルの独立丘陵性微高台地上に立地。
	雄勝	淳仁	天平宝字3 註41	759		
③	覚ぺつ	桓武	延暦12 註42	792	岩手県胆沢郡前沢町古城明後沢	標高72.6メートルの丘陵性微高台上に立地し、周囲の平地からみて比高31メートル。
④	胆沢	桓武	延暦21	802	水沢市佐倉河	胆沢平野の比高ゼロの平地に立地。
⑤	徳丹	嵯峨	弘仁4	813	岩手県紫波郡矢巾町	紫波平野の比高ゼロの平地に立地。

2. 雲雀野微高台地にはいまも冷澄な湧水が豊富にわきでている地点があるし（第17図写真）、七窪と雲雀野との中間低地にも、まことに潤沢な自然泉池がある。（第18図写真）　後者の泉地では飲料水を汲むための施設建物ではないかと思われる古式の工作痕跡をとどめた遺物の部材も今回の調査で発見された（第15・16図）。いつの時代でも湧水は日常生活に必需であるのは当然であるが、後者のごとき古式の工法をもつ建物部材が湧水の傍で発見されたということは、この遺跡は古代のものであるとみなすことの一傍証となりうる。

3. 城神廻り（第一次・第二次発掘地域）の出土土器や、大正元年9月14日に長井行氏が発見した土器のうちには、墨書銘のあるものも含まれている。これら墨書銘の解釈については、これからもいろいろな見解が出てくるであろうが、そのうちに「鎮」、「答」、「是木」などのほかに「赤麻呂」という人名の墨書もある。「赤麻呂」は、いかにも古代人名である。（第19図写真）

「鎮」という墨書文字は一字にすぎないので、そして発掘土器墨書銘としては、この土地においては唯一だけであつて他に類例がないので、「鎮」の意味は未詳というほかないが、東北古代征夷開拓

期の出土土器墨書銘としては稀有なものである。東北古代征夷開拓期に「鎮兵」と称された特殊な兵制があり、註43 出羽国においては秋田城と雄勝城とに分置されたのが鎮兵である。鎮兵は軍団には配属されないのが原則であつた。墨書「鎮」のある土器は須恵の坏で、器形からみて平常使用の食器であるから、鎮兵用食器であることを標示したものであろうか。そうであるとすれば、雲雀野古代城柵遺跡は雄勝城跡の有力な擬定地とみなしうることの一傍証となる。

「答」という出土須恵器墨書銘、これも一字だけであるので断言いたしかねるが、「類聚倭名鈔」に「雄勝乎加知、有城謂之答合」とみえている「答合」のうちの一字であろうか。「鎮」とともに看過できない貴重な資料である。

4. 雲雀野古代城柵遺跡の西南約4.5キロのところに太平山煙岡神社がある。是非調査しなければならない場所であつたが、日程の都合上、今回は未調査におわつてしまつた。雲雀野遺跡の西方は由理郡との境界をなす山脈であつて、遺跡から望むことのできる最も高い峰が太平山（標高473.9メートル）である。煙岡神社はこの頂峰にあり、ケムリガオカ神社とよんでいる。里人の話によれば、頂峰には水も湧いているし、由理郡も一望できるという。神社の縁起は未詳であるが、その名称も峰に由来するのではないか。由理郡にあつた古代の由理柵との通報連絡上、恰好の場所のように思われるのである。

いま、ここにあげた立地条件（1）、「鎮」・「答」などの墨書土器（3）、ケムリガオカ（4）などは、それぞれ一つ一つをとつてみるならば、推定とか仮定にとどまるにすぎないのであるが、総和として関連づけてみるならば、この古代城柵遺跡は有力な雄勝城擬定地の一つとみなすことができるであろう。

註

1. 「羽後町足田遺跡発掘調査概報」、秋田県文化財調査報告第3集、昭和39年4月20日刊。前掲書のうちから要点を便宜上摘記し掲げてみれば次のごとくである。

○ 土器墨書銘

墨書銘	墨書銘の場所	備考
赤麻呂	胎土焼成不良な須恵坏の底部裏	昭和３６年度出土
今	須恵坏底部裏	同上
引	焼成不良な須恵坏底部裏	同上
	同上	同上
鎮	須恵坏底部裏	同上
的	須恵胎土不良坏底部裏	同上
果	土師坏底部裏	同上
答	須恵坏底部裏	同上
是木	須恵坏底部裏	同上
未詳（底部裏） 玉(体部外側面)	須恵坏体部外側面と底部裏	同上
赤麻呂	土師坏底部裏	同上
連	須恵台付坏底部裏	同上

○ 植物種子

カヤ　トチ　クルミ　モモ　スモモ

○ 柵列土壙

昭和３６年、羽後町の新成中学校のグランド造成工事中に掘立式柱脚の土壙列が発見された。このときの緊急調査によつて、土壙列がほゞ南北の方位をもつて１０個所が判明した。越えて翌年の調査により２個所が追加され計１２個所となつた。そのまた翌年には従前発見されていた土壙列延長線上に新しく１６個所が追加された。したがつて土壙列は計２８個所となり、これらがほぼ一線をなしていることが明確となつた。これは城柵の外郭をなす外柵の一部であるとみなされた。外柵の一部であると推定されるにいたつたのは、左記の理由による。

(1) 掘立式柱脚土壙の相互の間隔（柱間尺）は不整であつて、大きいものは３０尺、小さいものは７尺というようにまちまちである。したがつて、これは建物跡ではない。

(2) さらに厳密にいうならば、土壙列柱筋は正確な一線上に乗つているのではなくて、多少の振れをもつているのである。であるから、建物跡ではないことはいよいよ明白であるし、内柵ともみなしがたい。

(3) 土壙の断面からみると、掘立式柱脚の土壙列は水平な地面になくて、高低のある丘陵の陵線を辿りながら延々と続いているのである。このことによつて、城柵の外柵の一部であることが容易に推定されるのである。

(4) 土壙の深さは1.68メートルもある。こういう頑丈な掘立式柱脚の埋め方は、東北地方における古代建物跡や内柵跡で発見されたケースが、まだ知られていないことも、外柵と推定できる根拠の一つである。

2. 吉田東伍、「大日本地名辞書」雄勝郡条。
3. 深沢多市、「雄勝城址考」、歴史地理41巻6号、518頁、大正12年。
4. 雄勝郡小学校長会編、「雄勝郡郷土史資料」、昭和3年4月謄写版、秋田県立秋田図書館蔵。
5. 池内義八、「東北に於ける古城柵研究(中)」、東北文化研究2巻1号、昭和4年。
6. 堀田璋左右、「国史新辞典」387頁、昭和6年。
「大百科事典」4巻 47頁、昭和12年、花見朔巳氏担当執筆。
「国史辞典」(富山房)2巻、174頁、昭和15年。
7. 進藤重記は出羽においてはよく知られた学者であつたが、全国的にはあまり知られていないと思うので、佐藤古夢の「進藤重記翁伝」によつて摘記紹介しておく。
宝永6年2月、羽前吹浦において神職の子として生れ、明和6年(1769)4月10日羽前大山において流寓のうちに死んだ。年60。神職をついだが宝暦2年、神宮寺衆徒と争論を生じ同3年7月囹圄の人となる。のちゆるされたが神職を奪われ羽前の田川郡に追放された。「出羽国風土略記」10巻のほかに「出羽大社考」2巻、「吹浦神跡志」1巻、「袖日記」、「垣生廼」各1巻の著書がある。
8. 下篇9ノ34頁。
9. 第8冊巻28、14丁。
10. 註3に同し。
11. 第1巻393頁、大正4年増訂版、吉川弘文館。
12. 註5に同し。
13. 「国史新辞典」387頁、昭和6年。
14. 「大百科事典」4ノ47頁、昭和12年。
15. 第2巻174頁、昭和15年。
16. 「日本歴史大辞典」第3巻239頁、河出書房、昭和31年刊。門脇禎二氏担当執筆。
17. 井上通泰は「新成」にアラナリと振仮名しているが、土地ではニイナリとよんでいる。井上の失考なり。
18. 「上代歴史地理」東山道篇499～500頁、昭和18年。
19. 上法茂雄、「雄勝城考」、歴史地理3ノ10、明治34年。
20. 「国史大辞典」1ノ393頁、大正4年。

塚田璋左右氏の「国史新辞典」３８７頁、昭和6年。

花見朔巳氏担当執筆の「大百科事典」４ノ４７頁、昭和１２年。

富山房の「国史辞典」２ノ１７４頁、昭和１５年。

門脇禎二氏担当執筆の「日本歴史大辞典」３ノ２３９頁、昭和３１年。

21. 吉田氏は新成にアラナリと振仮名を付してあるが、現地ではニイナリとだけいつていて、アラナリという人は皆無である。

22. 雄勝郡役所編、「雄勝郡案内」、大正４年。

これには「雄勝郷、今、西馬音内・新内・大沢などにあたり、大津郷の西なるべし、謂ふ所の雄勝城並に郡家・駅家は此地にて旅ねしたり。（中略）『雄勝郡有城、謂之答合』と載せ答合は別号なるなるべし。今、雄勝郡家趾の西に高尾田村あり、もしくは答合の訛（地名辞書）」と記してあるので、「大日本地名辞書」に準拠しつつも、それよりもやや広い地域を雄勝城跡と考え、西馬音内・新内・大沢をも含めているが、この見解は吉田氏の提唱と大同小異なので、便宜上、第３高尾田説の項に含めておくことにした。

23. 上田三平、「指定史蹟払田柵趾」５３頁、昭和６年８月、仙北郡高梁村史蹟保存会発行、非売品。

これには「雄勝城の位置は秋田県雄勝郡新成村高尾田であるという説が正しいとしたなら矢張此地に築かれた軍事的施設は平山城の如き形式であつたであろうと想像せられる」とあつて、雄勝城は平山城形式に近いものと考えている点が注目される。

24. 菊池仁齢、「奈良平安時代の奥羽経営」４４頁、大正４年刊行。

このうちに「雄勝柵、羽後国雄勝郡元西馬音内村大字西馬音内堀回字元木、山田村大字小田(ママ)小字小堂ケ沢俚称清衡館、新城村大字高尾田字高寺＝史学雑誌第１６編１２０４、原秀四郎氏論文。雄勝駅は河田氏（板橋註、河田羅氏）の説によれば、今の湯沢町なれど＝史学雑誌第５編８９１＝陸地測量部地図によるに、西馬音内のやや北方にあたりて、郡山あり、これ、雄勝郡家の地にして、駅もまたここにありしならむか。」とのべてある。

25. 註３に同し。

26. 深沢氏の註３前掲論文によれば、土館説のあつたことについて「大正元年９月秋田県史編纂主任長井行氏が審査の結果、其の地点を新成村足田字土館であると称して居る。併しこれは新成人士の語る処、又新聞雑報に載せられてあるだけで、秋田県史にも考証せられてないし、又氏自らがこれに関する所説を公表したものがないから、果して其の説を持して居るや否やは明瞭でない」と記してある程度にすぎない。

27. 雄勝郡小学校長会編の「雄勝郡郷土史資料」に「雄勝城址、西馬音内町床舞字黒作、字坂ノ下、字古館、字西ノ崎等の山林及耕作地の一体。文献の徴すべきなく、又外形上城趾と認め得べき所も判然としないが、新処観音山よりは多数の斉部土器を発見するし、口碑によれば此の地は雄勝城趾に恰当する。附近の字名、古舘・黒作（古柵）・内堀・外堀・山崎・坂ノ下（柵の下）・西ケ崎（西の柵）

等はこれを証拠立てている。西馬音内の町名の如きも雄勝城の『西門内』より出たものでアイヌ語よりの転訛にあらずとの説もある。大正6年、中山崎という所から完全なる土器・埴輪の破片（板橋言土師器破片のことか）等多く発掘せられた。床舞部落は明治22年までは床舞村と称し昔時は『塔古内村』と称したとの古碑が存している。蓋し国史（板橋言、和名抄の意味ならん）に秋田城を『きじの城』（板橋言、和名抄に『秋田阿伊太有城企治』とあること）といい、雄勝城を『とごの城』（板橋言、和名抄に『雄勝乎加知、有城謂之答合』とあること）とあるは唐代亀爾国に都護府を設くとあるより当時唐制模倣よ辺陲の両城に其の名を取りたるものならん」

とみえているが、昭和3年の発行であるから、深沢氏の論文に啓発された所説とみなされるので、独立項目を設けて紹介するまでもないと思つて、さし控えた。

唐制模倣より辺陲の両城に都護府にちなんで別称「企治」とか「答合があつたとするのは、答合の場合は音の通う点もあるとしても、企治はまつたく音通がない。牽強附会の説というべきであろう。

28. 註5に同じ。
29. 紫田熊蔵、「払田古柵を地理上より観て」、秋田考古学会々誌2ノ4、97頁、昭和5年。
30. 註3深沢氏の前掲論文。
31. 註18前掲書503頁。
32. 喜田貞吉、「払田柵址に就いて23の考察」秋田考古会々誌2ノ4、6頁、昭和5年12月。
33. 高橋富雄、「蝦夷」106頁、235～238頁、昭和38年10月。
34. 柿崎陸興、「高橋富雄氏の払田柵（雄勝城）説に疑問」、昭和38年12月謄写版刷。
35. 「延暦23年（805）……国府を河辺より井口に後退した。河辺府とは平鹿郡川乃目（高梨村堀田付近）にある払田柵であつたと推定される。宝亀11年（781）より起算して25ケ年間払田柵が河辺府として北地開拓の策源地として、政務の中枢として、将又文化の中心地として、出羽国の中心勢力をなした」（『湯沢市史』50頁、昭和40年12月10日発行、非売品）
36. 秋田魁新報、昭和38年3月2日。
37. 註34前掲論文
38. 第1章において雄勝城跡に関する擬定地の諸説をかかげておいたが、近年でも由利義光氏（茨城県稲敷郡阿見町新町687）は「雄勝城柵は仙北郡払田の森が正しいとされて居るが、去る明治村校長の発表に依る雄勝城柵は矢張、明治村足田地方の山寄りの乾田地帯が適当な当時の環境でないかと思う」という私信と見取絵図面を羽後町教育委員会によせられたのは昭和41年10月16日付であつた。由利氏は今の湯沢市に合併された雄勝郡旧輔野村八幡堂出身の方で、久しく郷土の史跡に関心をよせられ、且つ研鑽をつまれていた方の発言である。
39. 新成中学校正門の門柱2本はコンクリート台石の上に立つているが、正門に向つて右（西）門柱の台石の西北隅（許可をえてタガネでマークしておいた）から、新成中学校グランド（これは雲雀野台

地上にある）にある忠魂碑（大正９年５月建碑）の台座石の西南隅までの比高は７．７８メートルであつた。さらに忠魂碑台座石西南隅から、今回の調査で３８番土壙が発見された現地表までの比高は、２．９３メートルあつたので、新成中学校正門門柱台石からみれば、１０．７１メートルの比高ということになる。

40. 板橋源、「秋田城創建年代考」、岩手大学学芸学部研究年報１７巻、昭和３５年。

41. 板橋源、「出羽国雄勝城考」、出羽路１７号、昭和３７年。

42. 板橋源・伊東信雄・田中喜多美・司東真雄、「明後沢古瓦出土遺跡――前沢町古城所在古代城柵跡――」、昭和４０年。

43. 板橋源、「陸奥出羽鎮兵考」、岩手史学研究８、昭和２６年。

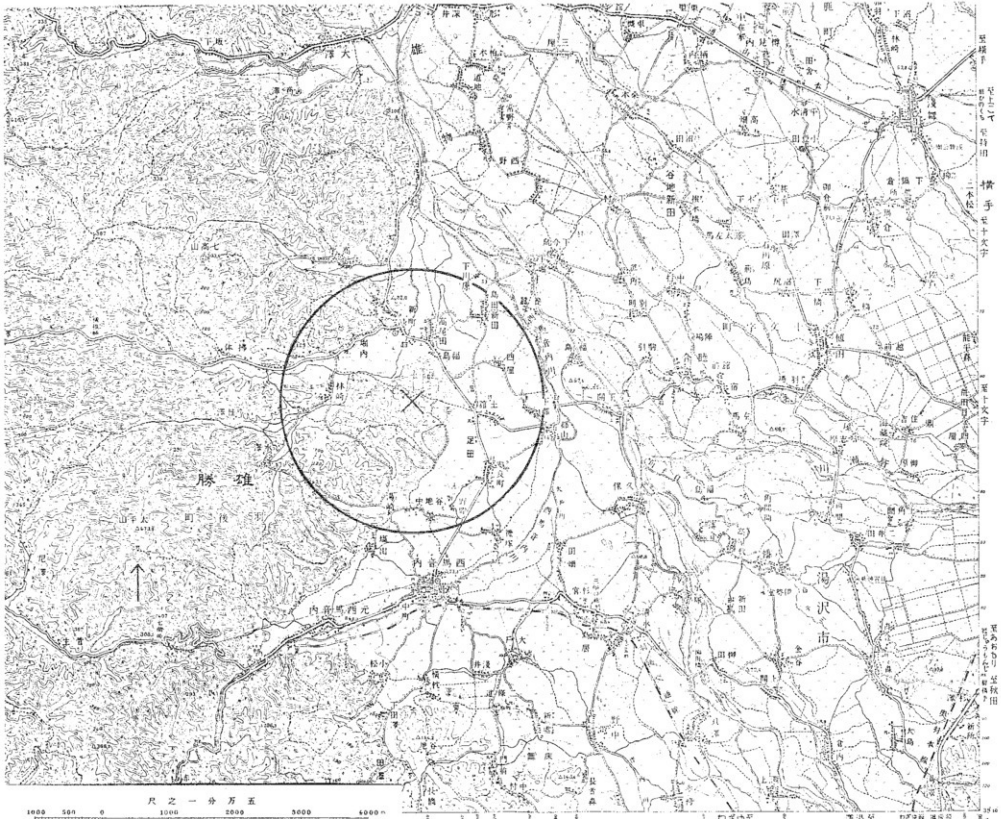

第１図　雲雀野遺跡と雄勝城跡擬定地諸説との関係図

図面中央の×印は雲雀野遺跡で、遺跡を中心とする半径２㎞の地域を図示したものが黒円圏である。黒円圏の西南にみえる↑印の上の神社の記号は雄岡神社、その北に太平山山頂がある。

第２図の１　雲雀野台地現況写真

雲雀野台地を西方よりみたところ。中景に台地の丘陵線がみえているが、そのうちの左手（北方）の矢印の示してあるところがＡ地区、右手（南方）の矢印の示しているところがＢ地区で、共に実測のためのヤリカタが点々とみえている。遠景の山脈は奥羽山脈。

第２図の２　七窪台地現況写真

七窪台地を東南方よりみたところ。中景の丘陵線が七窪台地で矢印のところにトレンチの跡がみえているのがＡ・Ｂ地区である。Ａ地区の手前に人物が４名ほどみえているのが建物の部材の出土地点で、その左手（南側）の草叢が湧水地点である。

第２図の３　雲雀野台地現況写真
南方のＢ地区より北方のＡ地区全体をみたところ、バスの右側（北側）から手前の右手方向にかけてトレンチの中に実測用のヤリカタがみえていて、これが柵列の位置を示している。台地の遠景（北側）には過年度柵列をだしたグランドがみえている。

第２図の４　雲雀野台地現況写真
第２図の３とは逆にＡ地区のバスの上から南方のＡ地区全体をみたもの。丘陵線に掘ったトレンチに実測用のヤリカタがみえているが、これが柵列の位置を示している。

第３図の１　柵列土坑写真
雲雀野Ａ地区の東北半部の柵列土坑４個を東北方よりみたもので、写真の手前から遠景にかけて丸い輪郭でみえているものがそれで、手前より37, 38, 39, 40号で40号から左手（西南）方に折れ曲っているが写真にはそのトレンチの一部しかみえていない。手前のコンクリート角杭は過年度発掘した土坑31号の中心位置を示すもの。

第３図の２　柵列土坑写真
第３図の１の雲雀野Ａ地区の東北半部の柵列土坑４個を逆方向（西南方）よりみたもの、ポールの位置は土坑31号の中心位置を示す。遠景はグランド。

第３図の３　槇列土坑写真

第３図の１にみえる雲雀野Ａ地区の東北半部に続く西南半部の土坑７個を北方からみたもの。実際には黄色の地山のうちに黒く土坑の跡がみえているのだが、写真にはその土坑の中心位置を示してある白い荷札しか明瞭ではない。丸く輪郭をつける前の状態で手前から順次41，42，43，44，45，46，47号である。

第３図の５　槇列土坑写真

第３図の４の写真を逆（南）の方向からみたもの。手前から47，46，45，44，43，42，41の土坑である。

第３図の４　槇列土坑写真

第３図の３の写真の土坑を丸く輪郭をつけたもの、一番手前に半分ほど写っているのが40号で、以下41，42，43，44，45，46，47号である。前と同一方向（北方）　からみたもの。

第３図の６　槇列土坑写真

雲雀野Ｂ地区の土坑を東方からみたもの。全部で５個あるのであるが、写真では手前（東方）より48，49号と２個のみ丸い輪郭でみえていて、残りの３個は丘陵線のむこう側（西側）にあるのでみえていない。

第３図の７　柵列土坑写真
第３図の６を逆に西の方向から写したもので、手前（西方）から順次52，51，50、49号の４個が丸い輪郭でみえている。

第３図の８　柵列土坑写真
第３図の７と略同一（西）の方向から写したもので、手前は49号、むこう側が48号の土坑であるから第３図の６と同じ土坑を逆の方向から写したことになる。

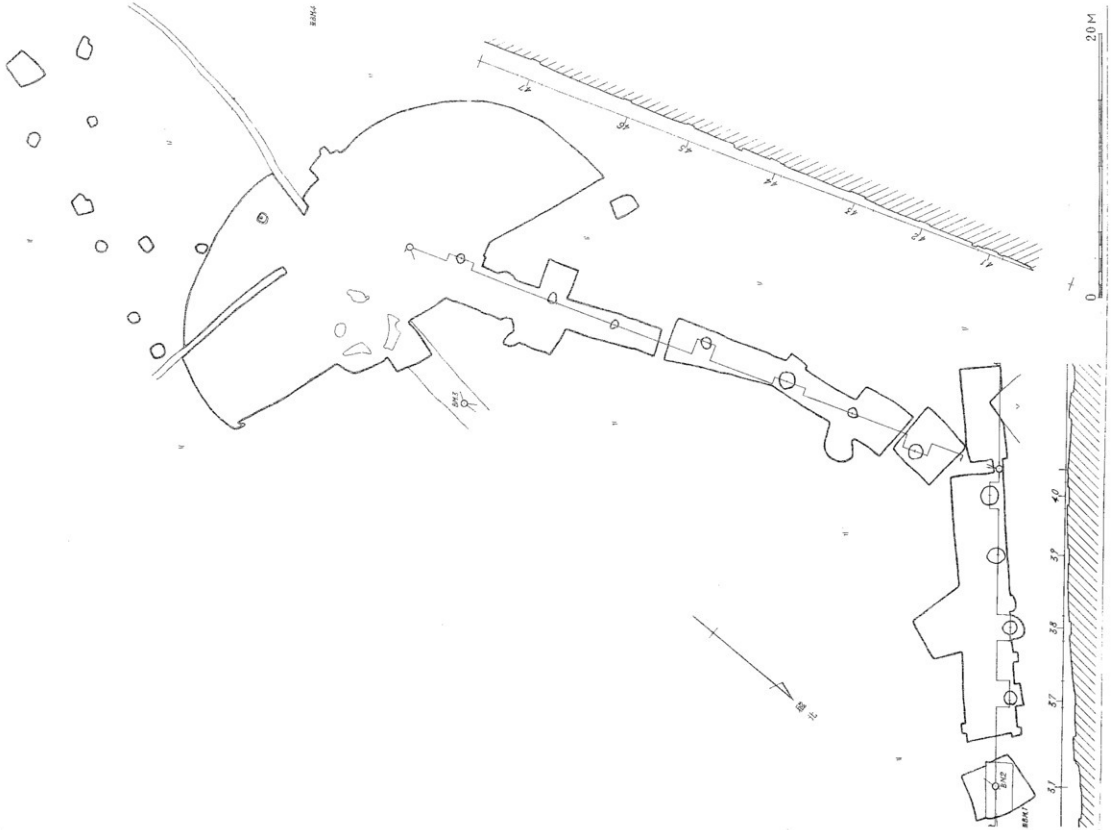

第4図　雲雀野A地区横列土坑実測図

備　考　1）距離：BM．1～BM．2＝129M40，BM．3～BM．4＝111M90，尚
BM．1はグランド北側にある忠魂碑台石西南隅である。
2）高さ：BM．3 ＝ BM．1（74M60）＋1M88，水糸線＝BM．1＋3M00。

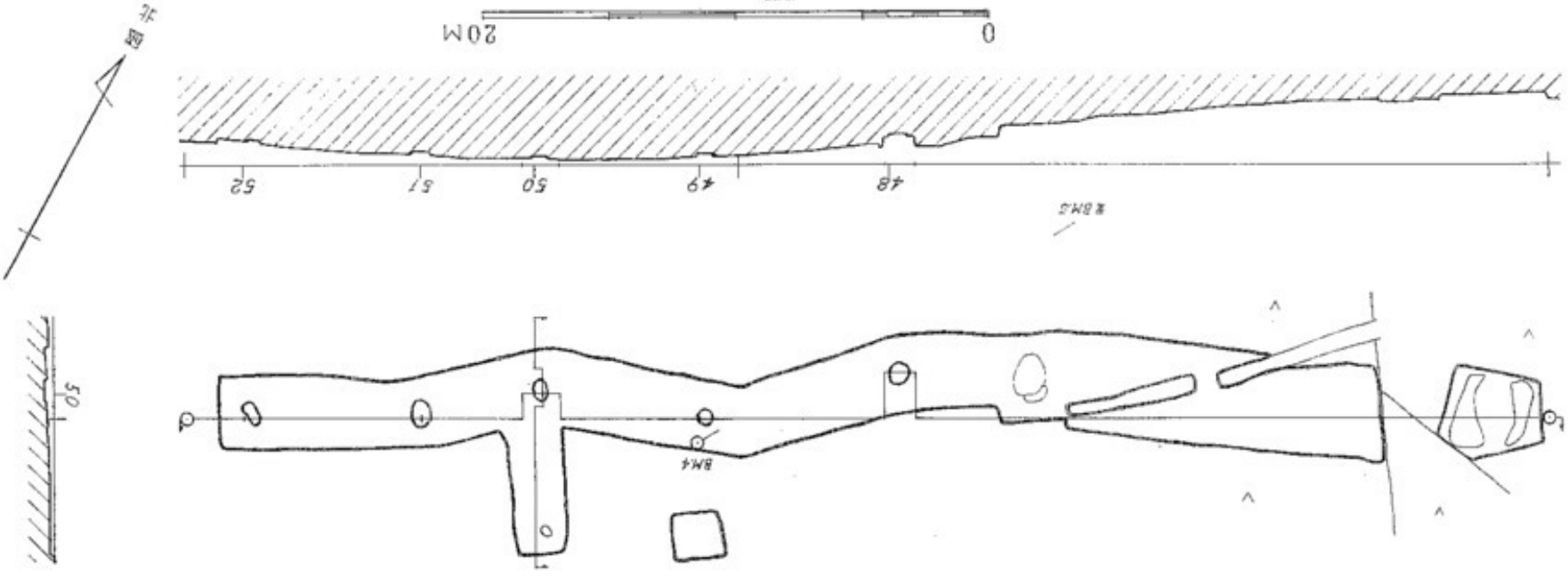

第5図　雲雀野B地区柵列土坑実測図

備考　1）距離：BM、3～BM、4＝111M90。
　　2）高さ：BM4～水糸線＝BM、I＋6M20。

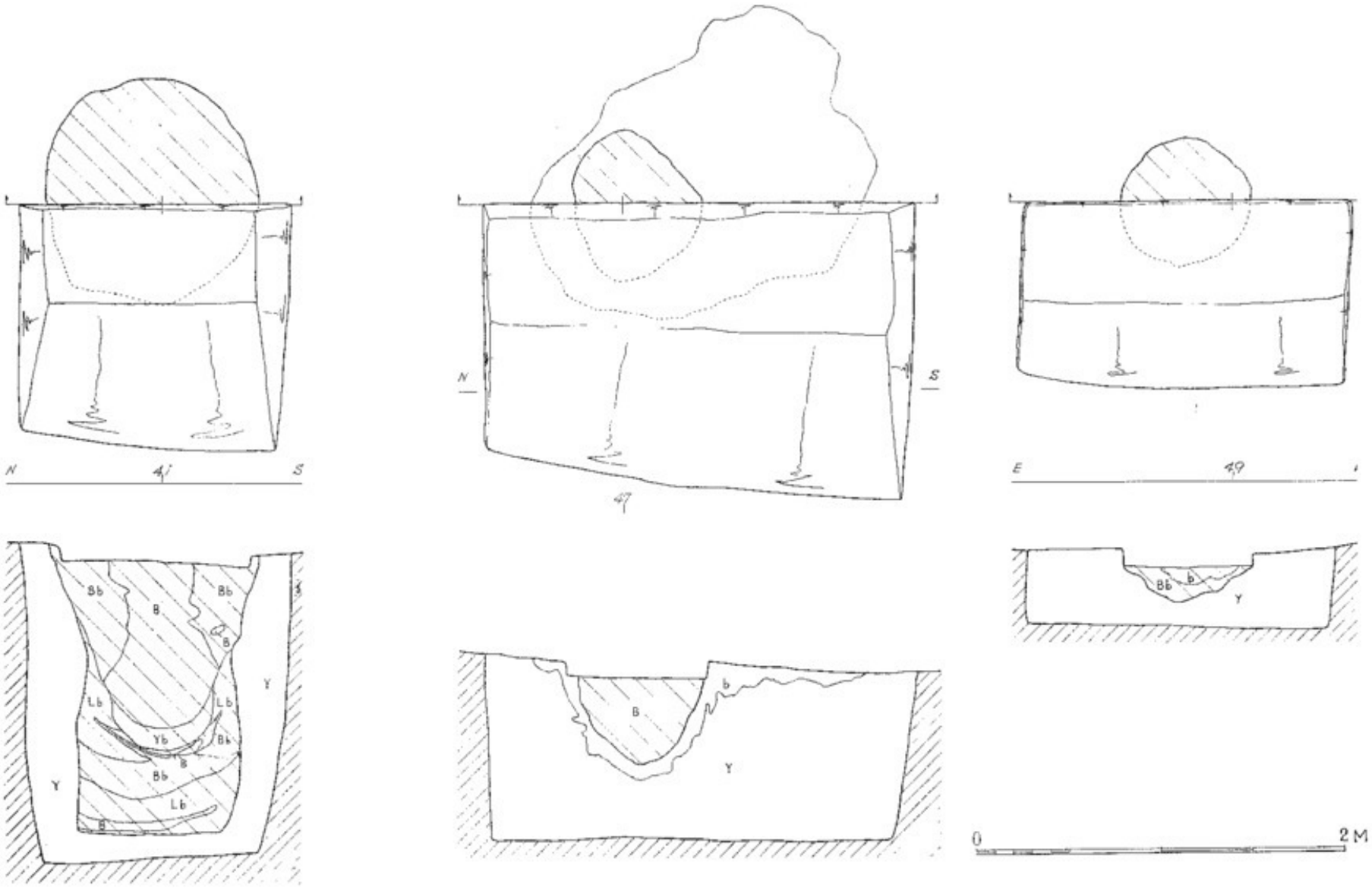

第5図　雲雀野地区土坑実測図

備考　1）土色符号：B＝黒色土、D＝褐色土、L＝赤色土、Y＝黄色土。
2）高さおよび切断方向：すべて第4図・第5図のものと同一の高さの水糸線・　水糸の方向である。

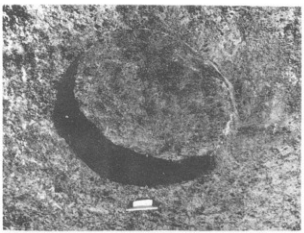

第７図の１　雲雀野地区土壙写真
雲雀野Ａ地区の41号土壙を切断する直前に東上方から平面的にみたもの。次の同じ位置から写した断面の写真と比べられたい。

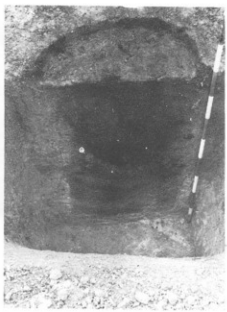

第７図の２　雲雀野地区土壙写真
第７図の１の雲雀野Ａ地区の41号土壙を切断した後、同じ東上方から写したもの、実際の断面は黄色の地山のうちに黒く土壙の跡がみえている。土壙のうちによこにいくつかのバレドがみえているのは掲固めをおこなった痕跡らしい。詳細は実測図を参照のこと。

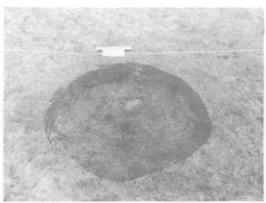

第７図の３　雲雀野地区土壙写真
雲雀野Ａ地区の47号土壙を東上方から写したもの。断面写真と比較されたい。

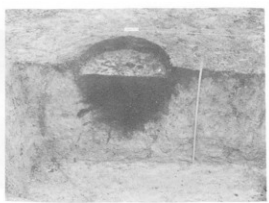

第７図の４　雲雀野地区土壙写真
前の雲雀野Ａ地区の47号の土壙を切断した後に同じ東上方から写したもの。

第7図の5　雲雀野地区土壙写真
雲雀野B地区49号土壙を北上方から写したもの。断面写真と比較されたい。

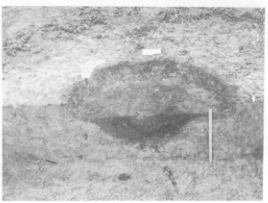

第7図の6　雲雀野地区土壙写真
前の雲雀野B地区49号土壙を切断した後に同じ北上方から写したもの。土壙の深さに注意願いたい。

第9図　雲雀野地区土器出土地点
グランドの北側観覧席テンバより北方を写したもの。人物がみえている水田が土器の出土地点である。

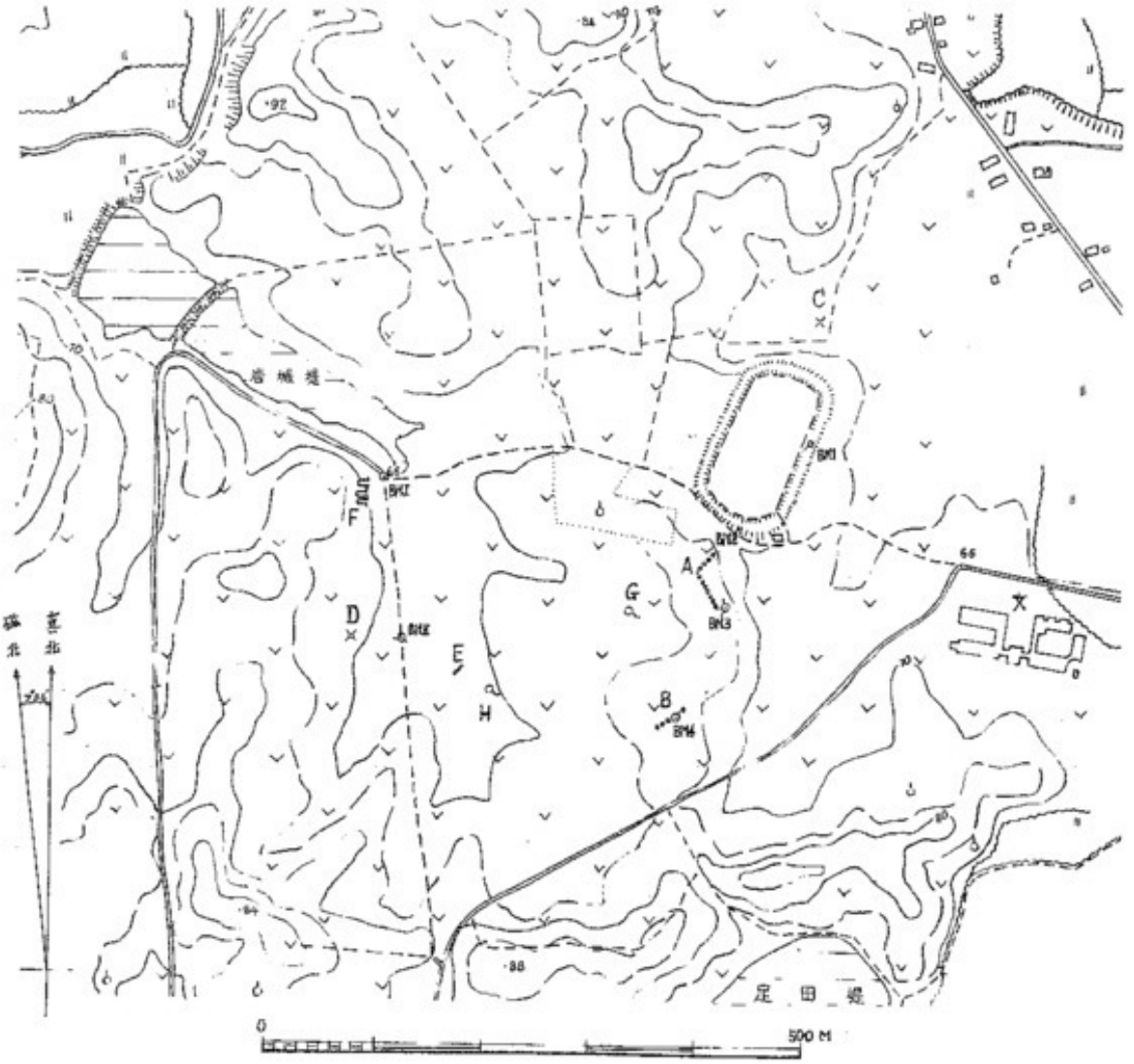

第8図　雲雀野・七窯地形図

備考：A、雲雀野A地区棚列土坑。B、雲雀野B地区棚列土坑。C、雲雀野地区土器出土地点。D、七窯A地区土坑。E、雲雀野と七窯との中間低地の部材出土地点。F、七窯B地区窯跡。G・H、湧水地点。BM、1は忠魂碑西南隅。

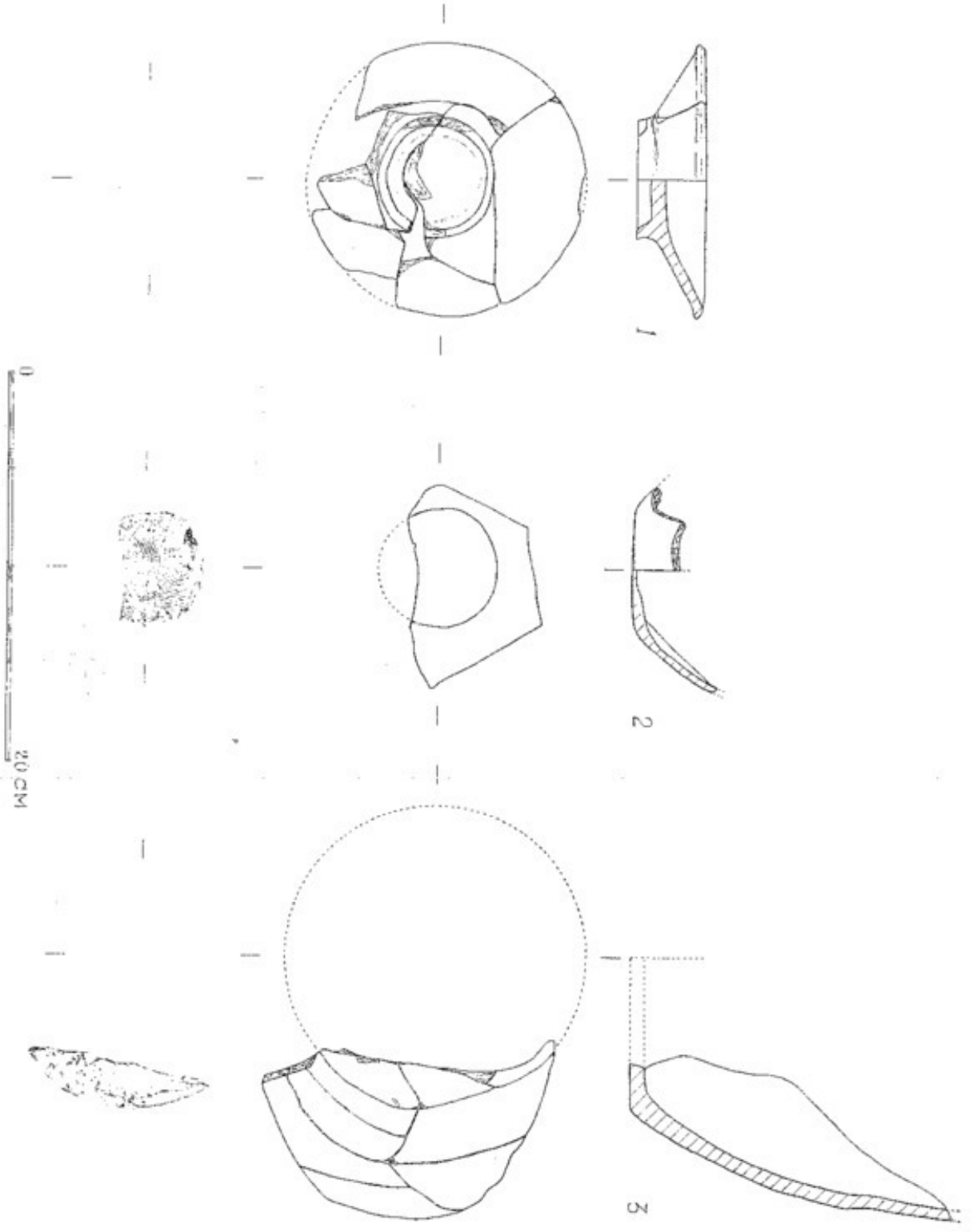

第10図　雲雀野地区出土土器実測図
備考：1は土師器、2・3は須恵器

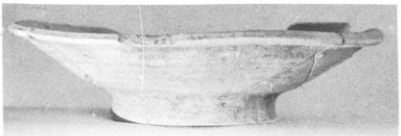

第11図の1　雲雀野地区出土土器写真
台付土師坏。第10図の1である。

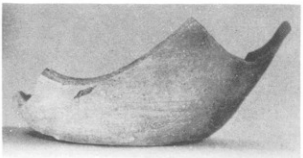

第11図の2　雲雀野地区出土土器写真
頂恵坏。　第10図の2である。

第11図の3　雲雀野地区出土土器写真
頂恵大形容器。第10図の3である。

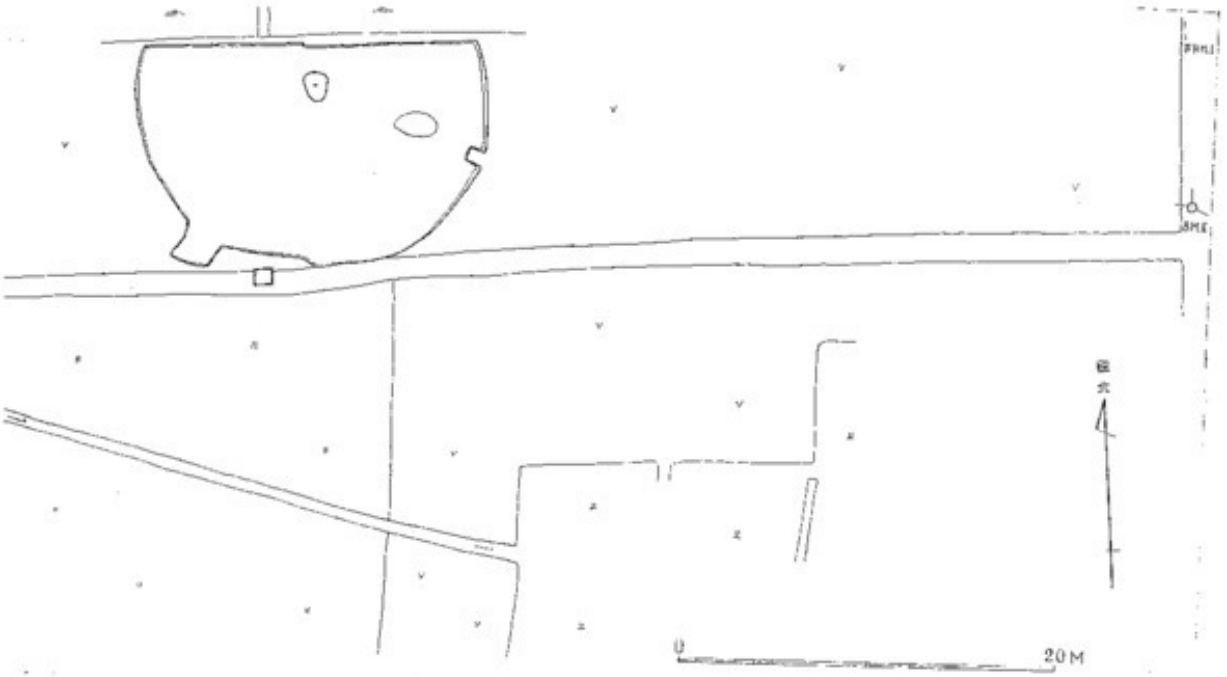

第12図　七窯Ａ地区発掘結果実測図

備考：　1）距離：ＢＭ、Ⅰ～ＢＭ、Ⅱ＝150ＭＯＯ。
　　2）高さ：ＢＭ、Ⅱ＝ＢＭ、Ⅰ（68ＭＯＯ）±ＩＭＯＯ。

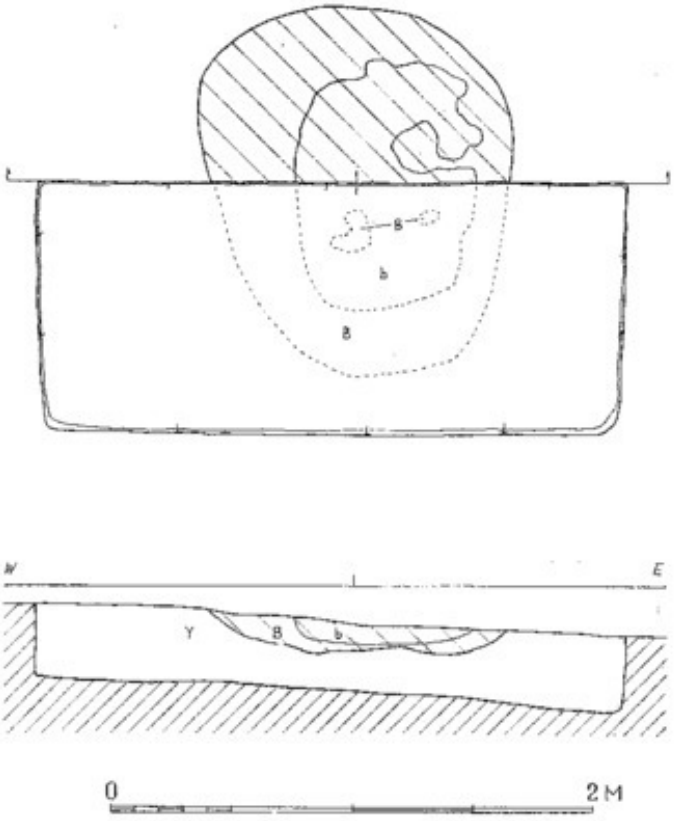

第13図　七窯Ａ地区土坑（？）実測図

備考：水糸線の高さはＢＭ、Ⅱ（69ＭＯＯ）－ＯＭ50

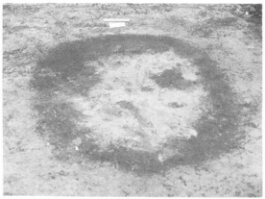

第14図の1　七窪A地区土坑（？）写真
南上方より写したもの。断面写真と比較されたい。

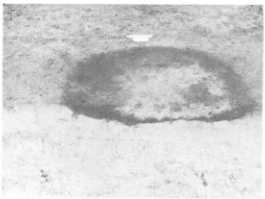

第14図の2　七窪A地区土坑（？）写真
土坑を切断後、同じ南上方より写したもの。深さに注意されたい。

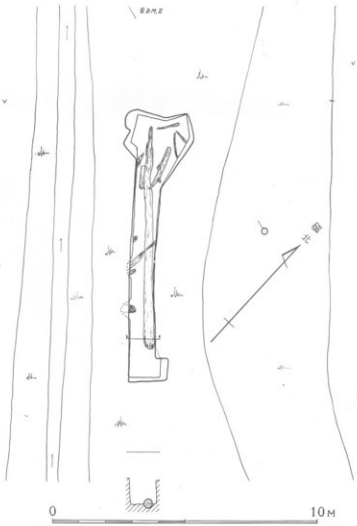

第15図　雲雀野と七窪との中間低地より出土した部材実測図
備考　水糸線の高さ　BM、II（69M00）±0

第16図の1　霊雀野と七窪との中間低地より出土した部材写真
西南方よりみた部材。長さ8.50m。

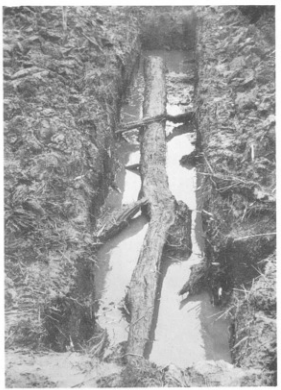

第16図の2　霊雀野と七窪との中間低地より出土した部材写真
第16図の1と逆の東北方よりみた部材。

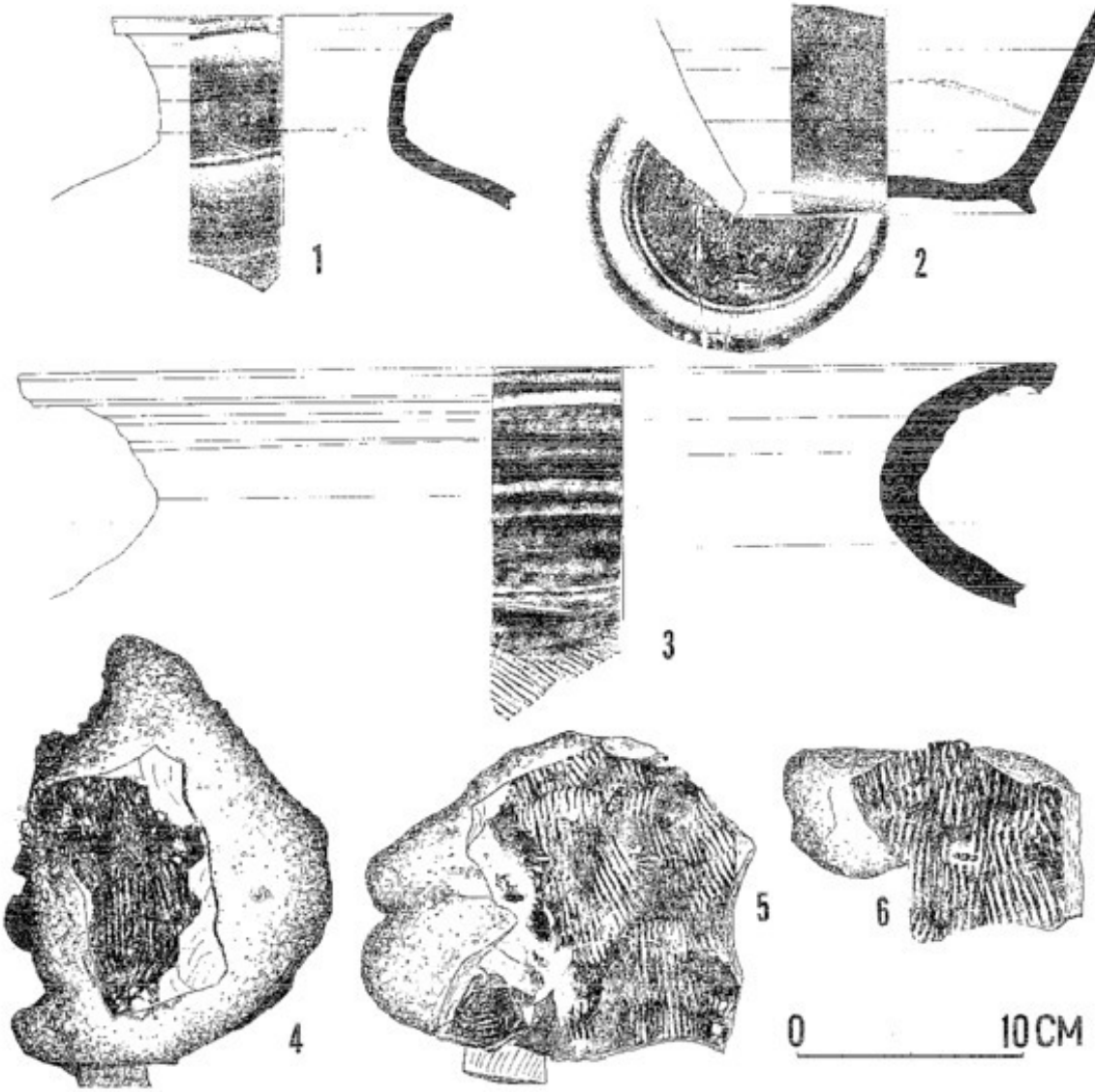

第17図　詰台（第１号跡）

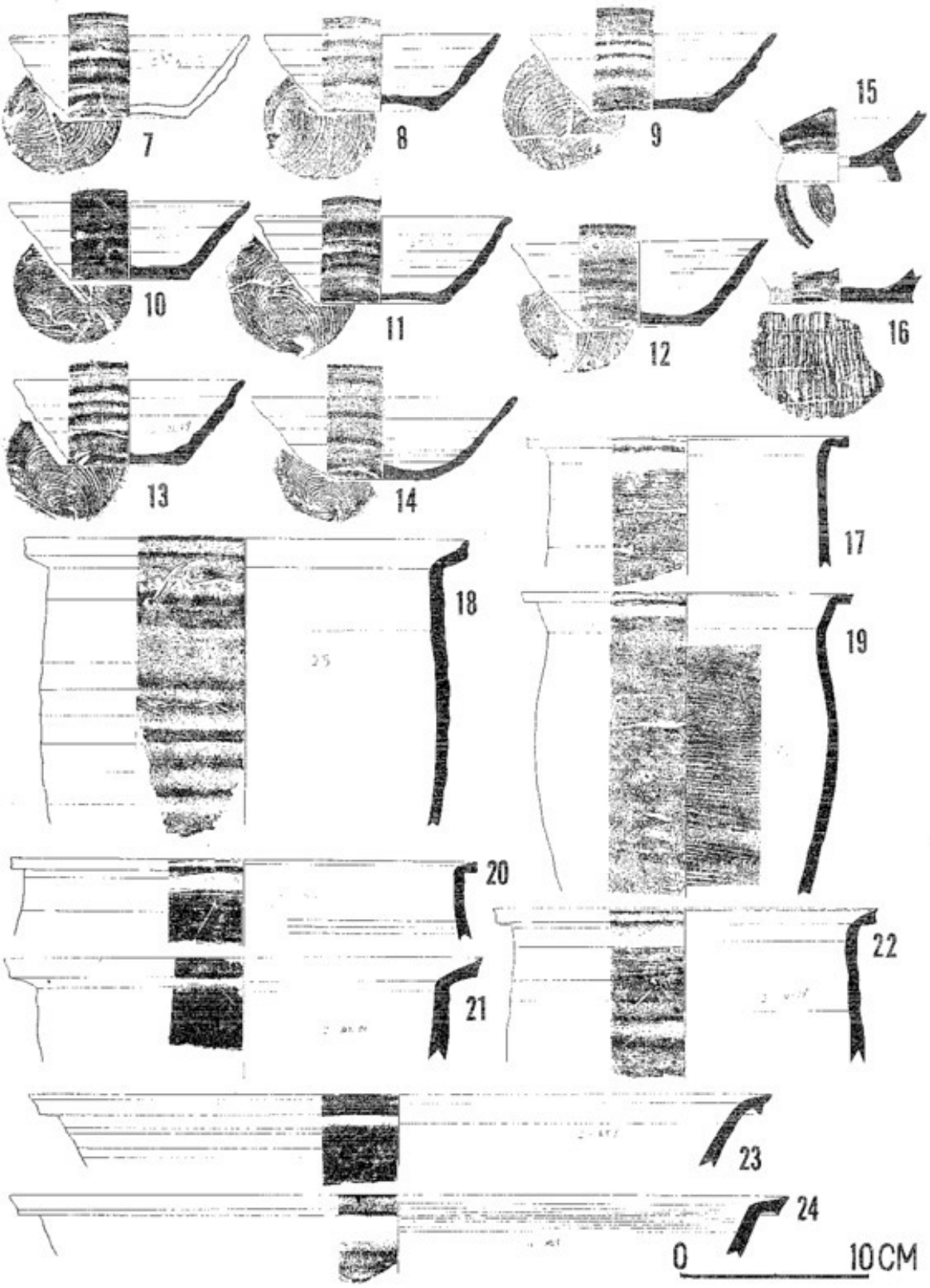

第18図　第二号跡遺物実測図

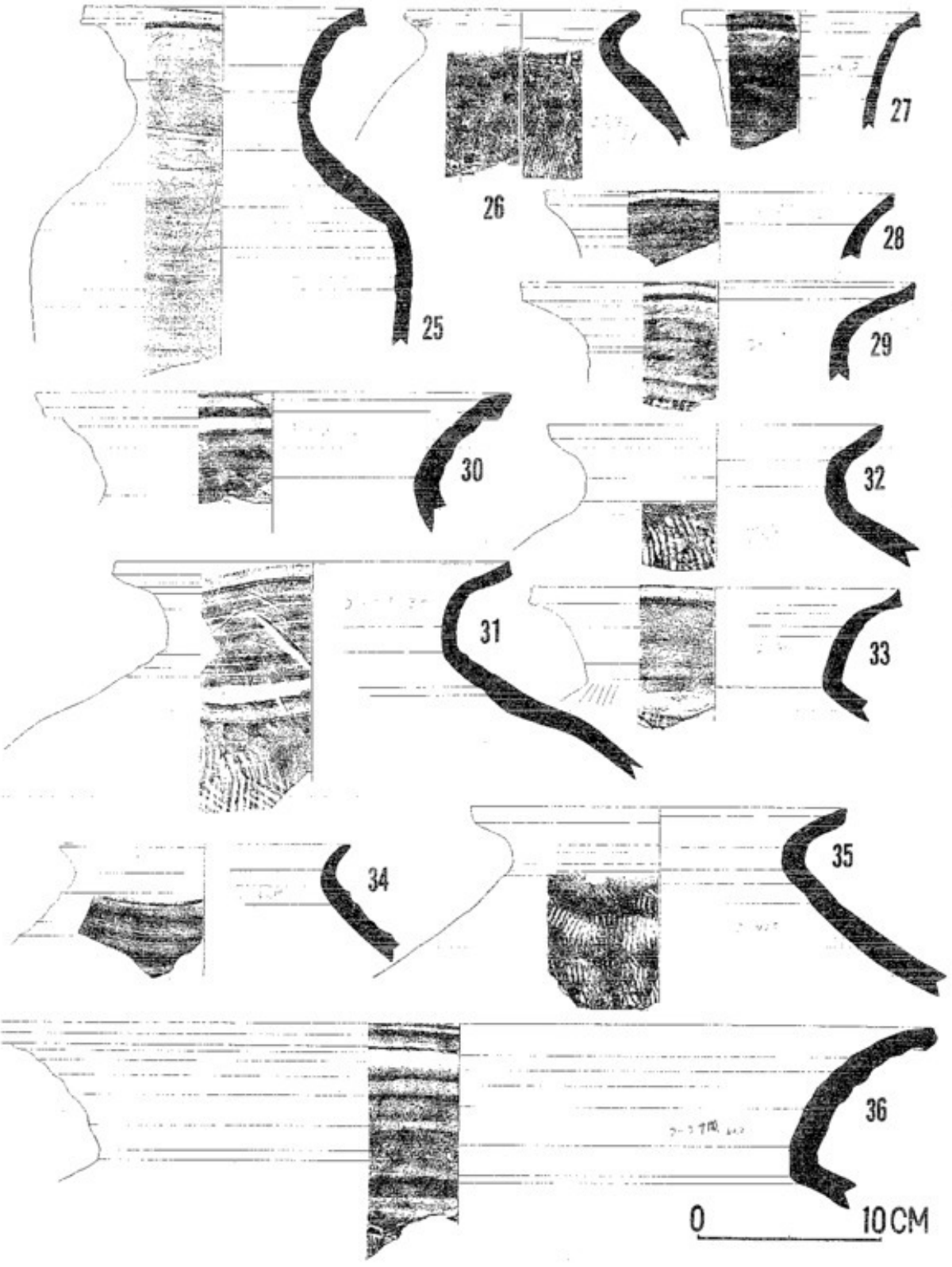

第19図　第二号跡遺物実測図

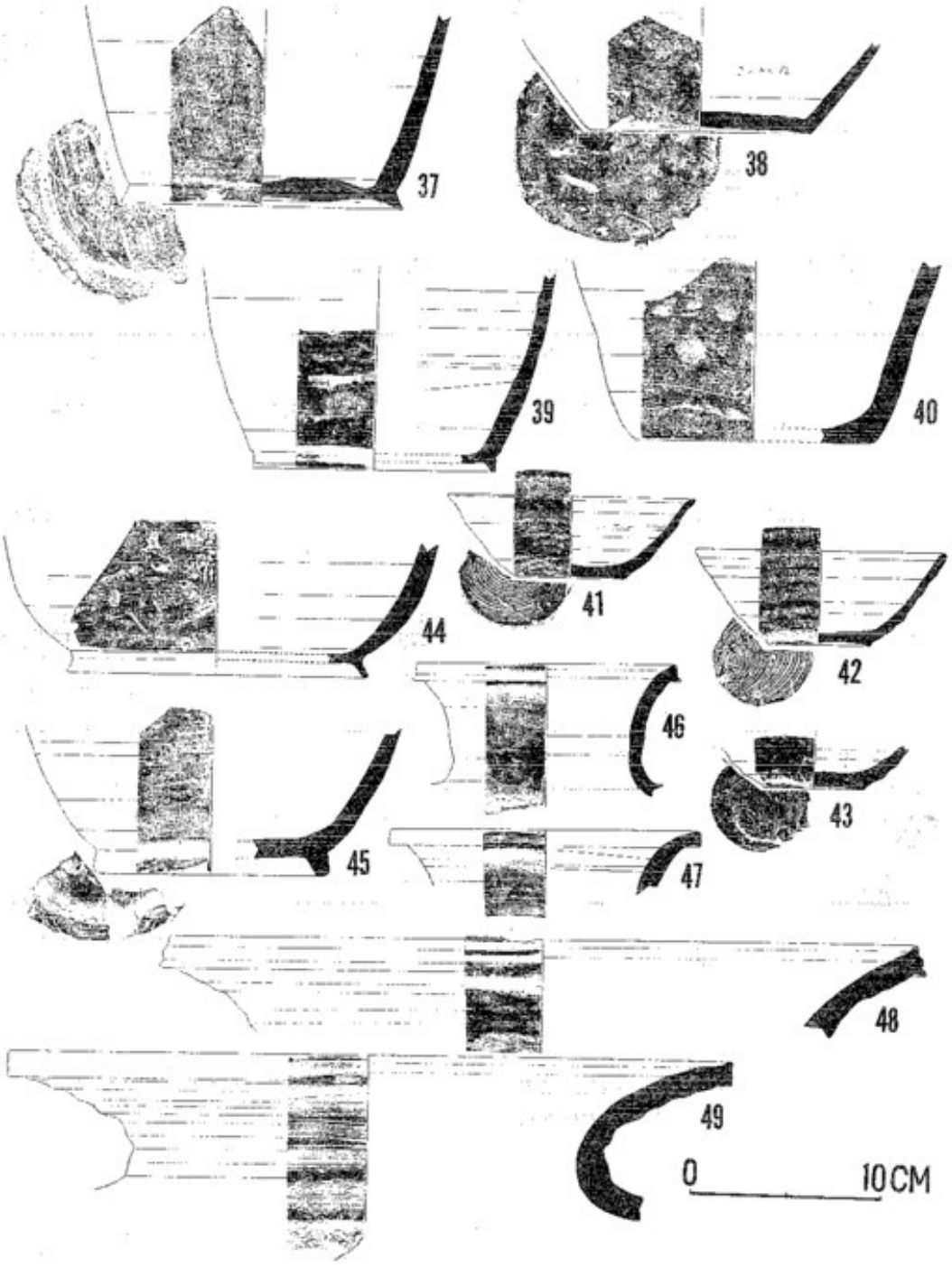

第20図　第二、第三号跡遺物実測図

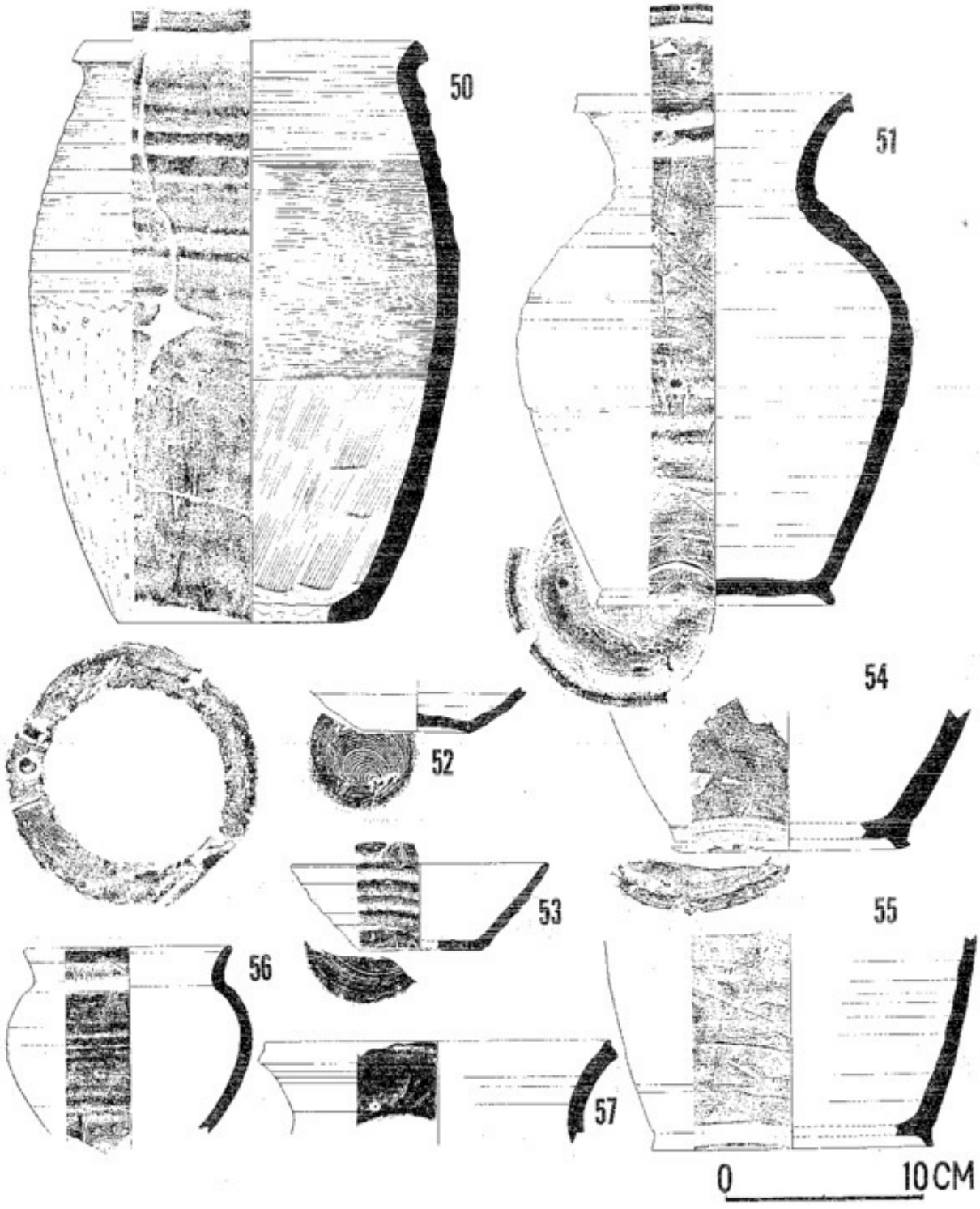

第21図　第二、三、四号跡遺物実測図

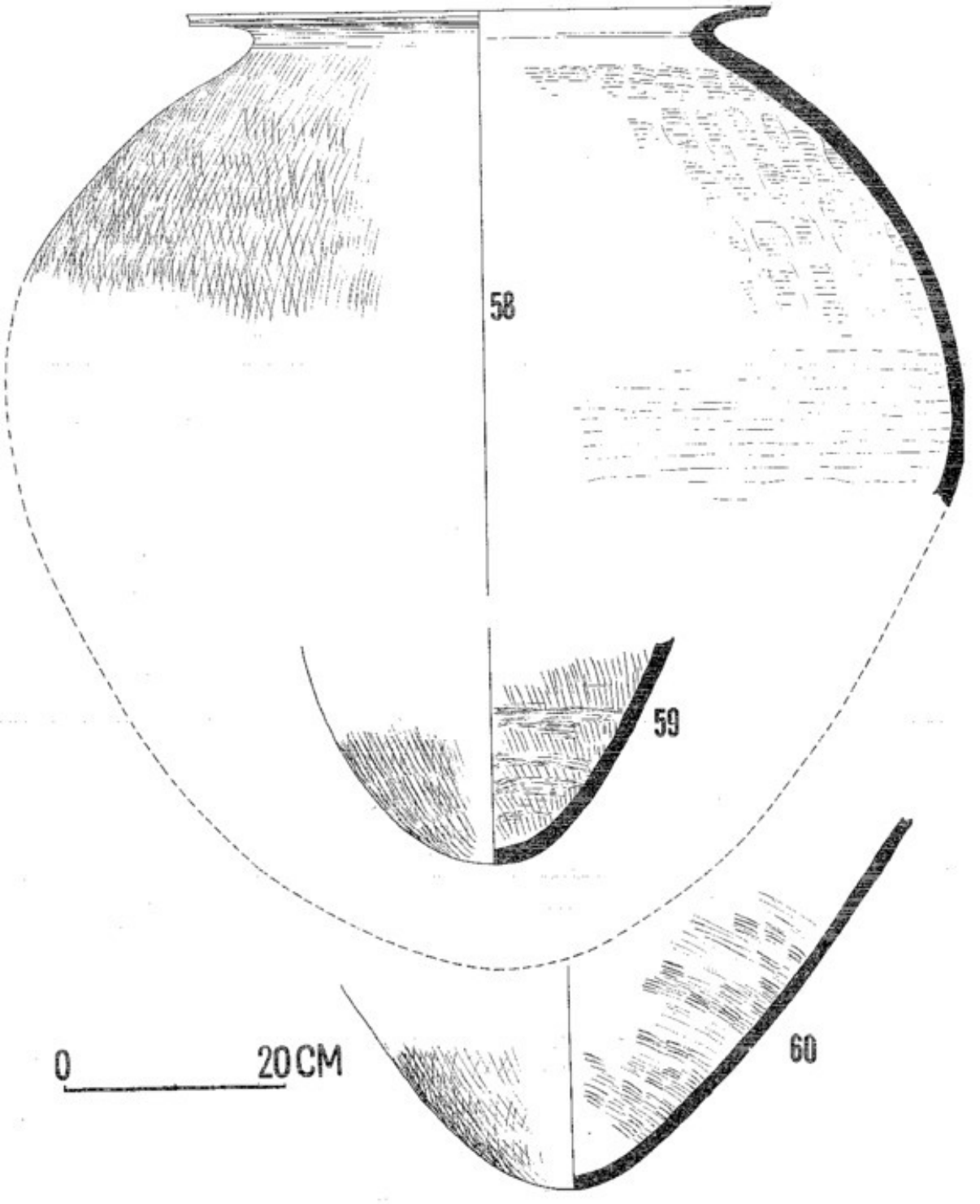

第22図　カメ形須恵器実測図

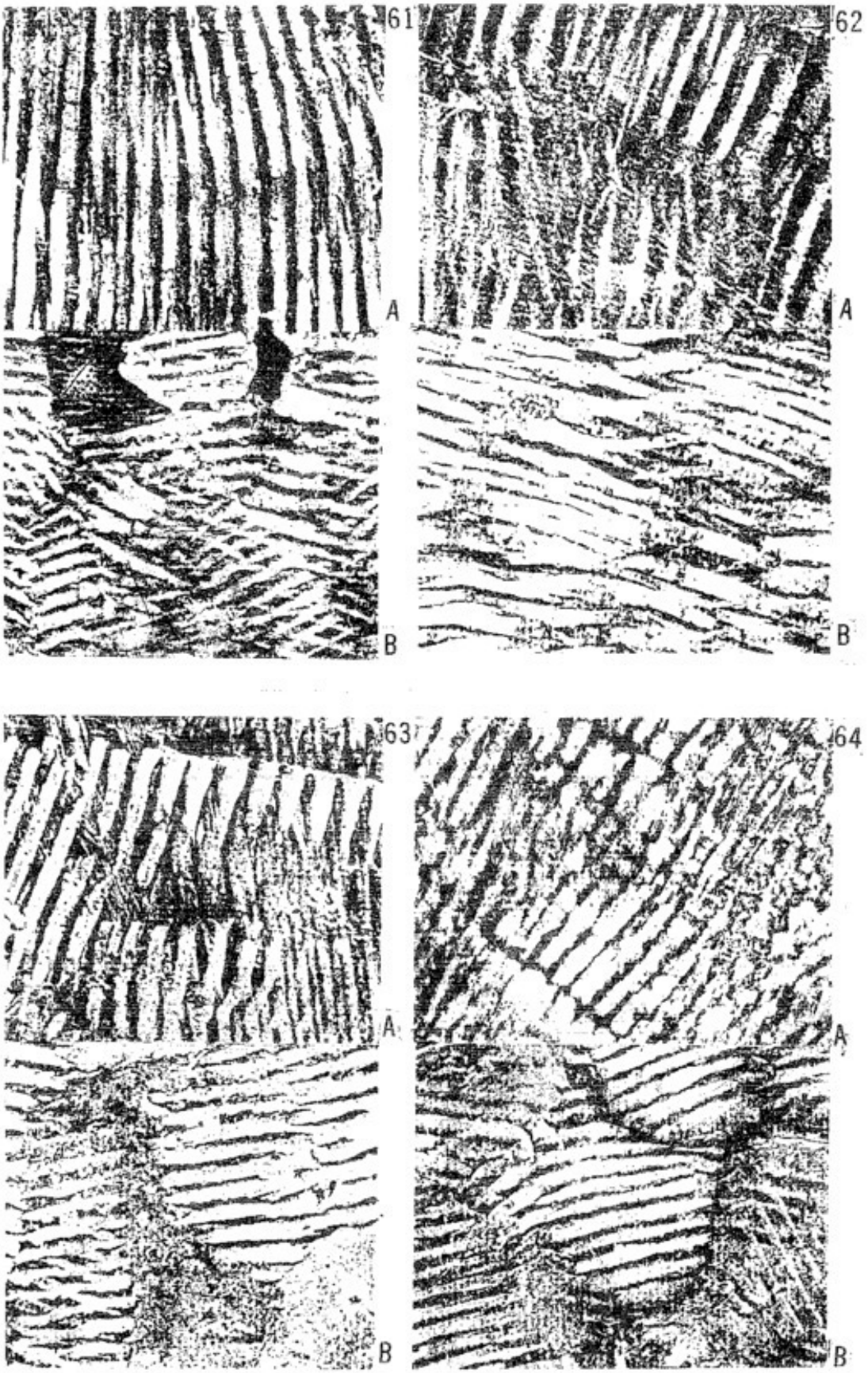

第23図　カメ押型　拓影

61—1号
62—2号1次
63—2号2次
64—4号

A—表面
B—裏面（内側）

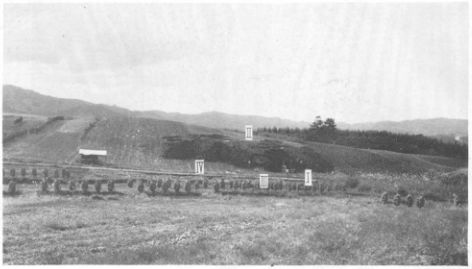

写真24　窯跡遠望（東より）

写真25　一号跡全景

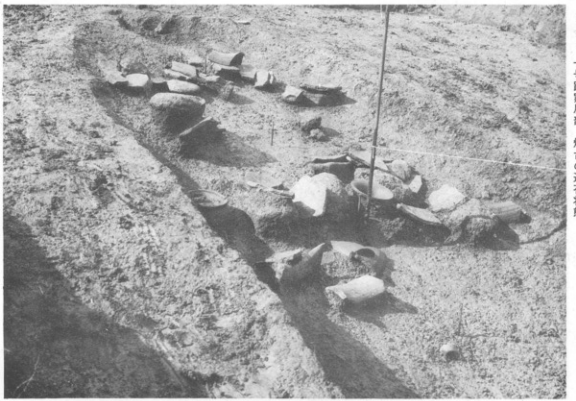

写真26　一号跡窯尻部・焼台の遺存状態

写真27　間上部分

写真28　二号跡二次窯（奥）一次窯（手前）

写真29　同左

写真30　二号跡（奥）と三号跡（手前）調査中

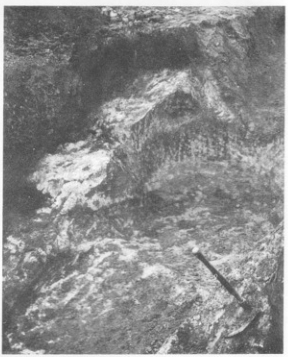

写真31　二号跡一次窪とくぼみ穴

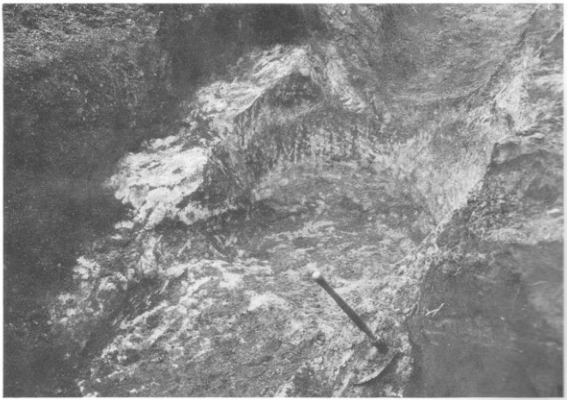

写真32　二号跡のくぼみ穴

写真33　三号跡全景、

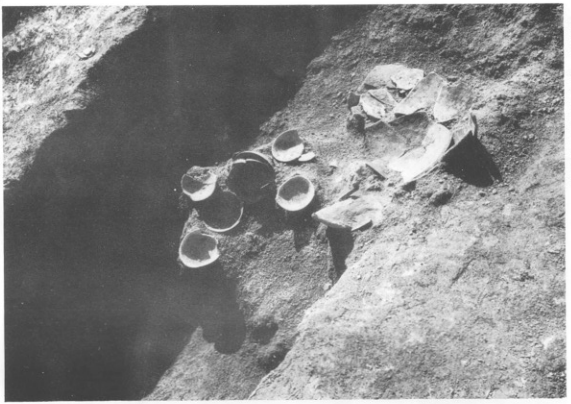

写真34　二号跡二次窯内の遺物

写真35　二号跡くぼみ穴の堆積土層

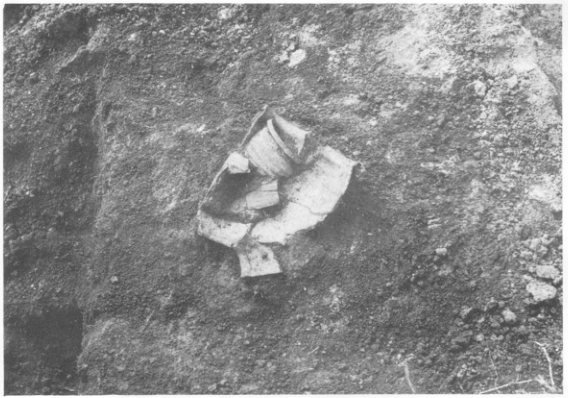

写真36　三号跡のそばから発見されたコシキ（№50）

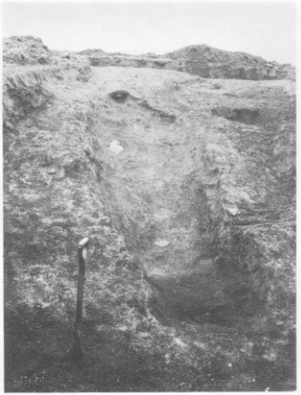

写真37　四号跡全景

写真38　遺物（一、二、三、四号跡出土）

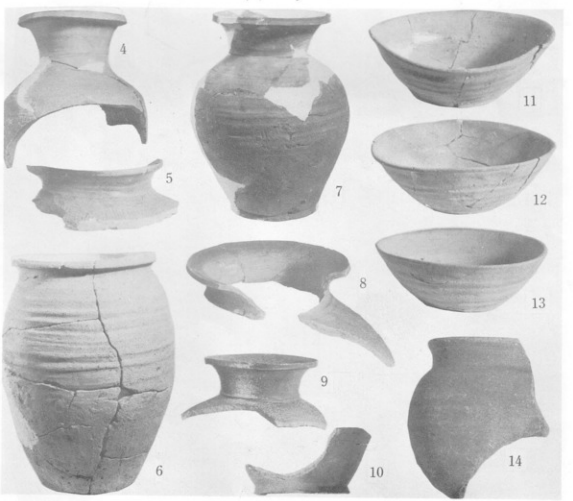

写真39

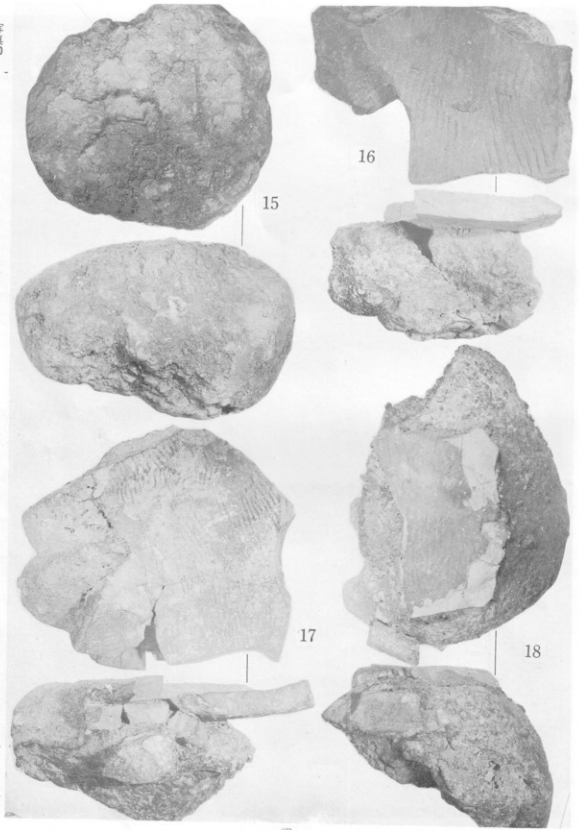
15
16
17
18

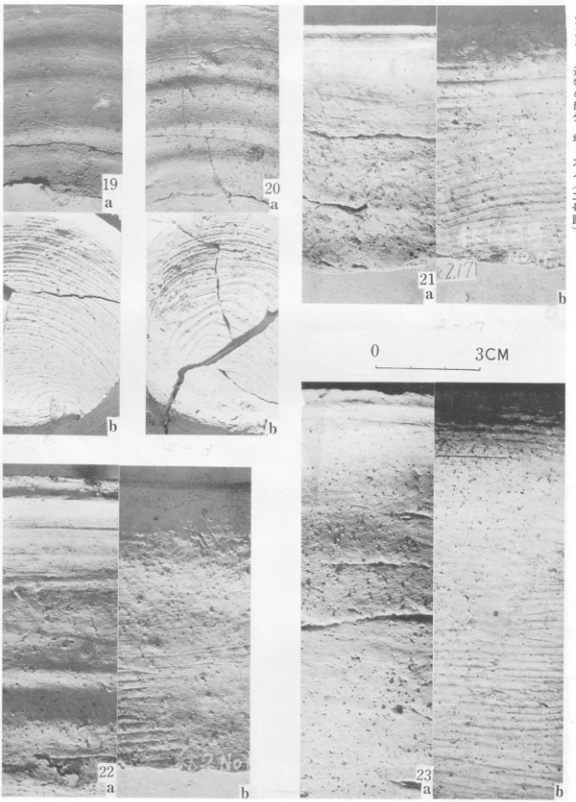

写真41　遺物の部分　増・カメ（二号跡）

写真42　遺物の部分　カメ・壺（二、三号跡）

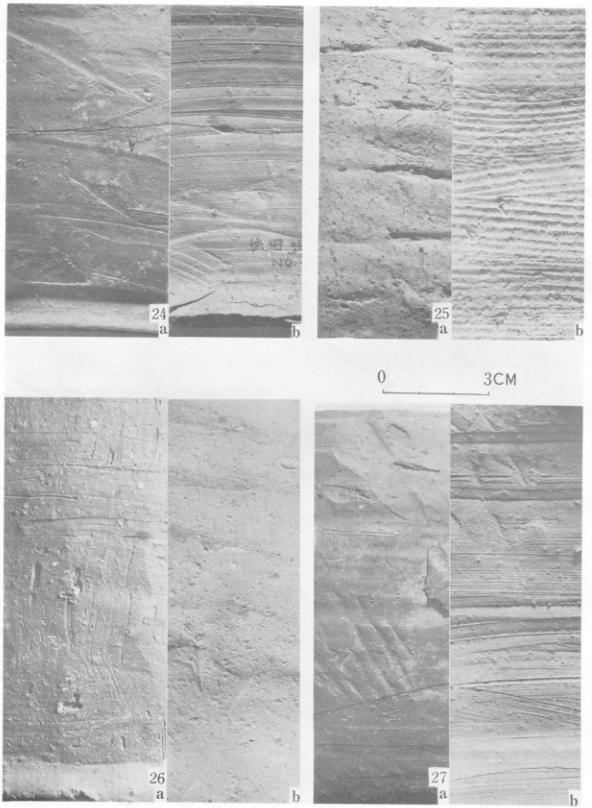

写真43

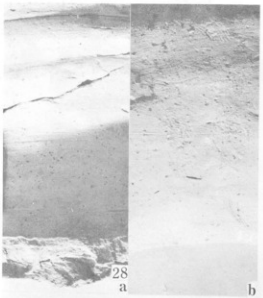

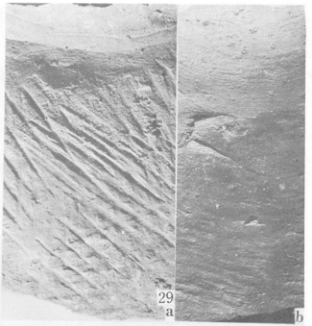

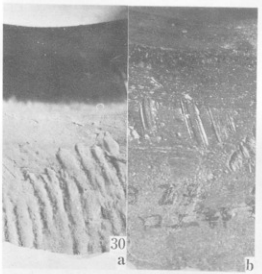

0 3CM

第44図　雲雀野台地西方の湧水地点現状写真

第45図　雲雀野と七窪との中間位地の湧水地点現状写真

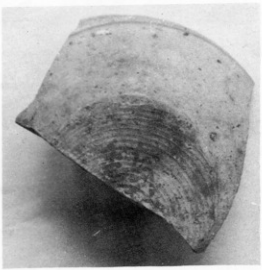

第46図の1　墨書土器写真
墨書は一部欠けているが「鎮」とみえている。

第46図の2　墨書土器写真
墨書は「答」である。

第46図の3　墨書土器写真
墨書は「是木」である。

第46図の4　墨書土器写真
墨書は「赤麻呂」であるが、「赤」の上半部と「麻」のガンダレ以外はすれて薄くみえている。昭和36年度調査出土品。

第46図の5　墨書土器写真
墨書は「赤麻呂」であるが、「赤」の上半部以外はすれて薄くなっている。
大正元年9月14日、長井金風発掘、新成小学校所蔵品。

あ と が き

本年は、第4次の発掘調査であり、地元羽後町側でも、その協力体制は万全であつた。

今回は時期が時期だけに、調査の方は岩手大学に全面的に依頼し、総括は、大川清先生にお願いしたのである。

悪天候に悩まされ乍ら、とに角無事に終了できたことは、調査員の先生方のご協力のたまものであることは言うまでもないが、岩手大学、早稲田大学の学生諸君のご尽力も忘れることが出来ない。

幻の城といわれる雄勝城の所在がどこであるか、これについての解答は、まだ出ないのだが、しかしこの足田遺跡が、有力なる推定地であることは間違いない事が、明らかにされたことは、関係者として、まことに喜ばしい限りである。

なお、この報告書を編集するに当つては、充分、注意したつもりであるが、割付け等に不備な点があるものと思われる。これは、みな編集者の不手際であるので、お許しを願い度い。

最後に、ご協力いただいた調査員の方に、羽後町教育委員会の方々、そして羽後町　柿崎盛興氏に感謝の意を表したい。

昭和42年3月

秋田県教育庁社会教育課

加賀谷　辰　雄

吉　川　欣　一